

令和4年6月15日

令和4年第2回和束町議会定例会

(第1号)

和 東 町 議 会

令和4年第2回和東町議会定例会

会議録 (第1号)

招集年月日 令和4年6月15日(水)

招集の場所 和東町議会議場

開閉議日時 開議 午前 9時30分

閉議 午後 5時10分

出席議員(10名)

1番	岡	田	勇	2番	高	山	豊	彦		
3番	藤	井	清	隆	4番	村	山	一	彦	
5番	吉	田	哲	也	6番	井	上	武	津	男
7番	岡	本	正	意	8番	畑		武	志	
9番	小	西		啓	10番	岡	田	泰	正	

欠席議員(0名)

な し

職務のため議場に出席した者の氏名

事務局 長 島川昌代

書 記 西田絵美

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀忠雄
副町長	奥田右
総務課長	岡田博之
総務課行財政担当課長	宮木大
地域力推進課長	原田敏明
人権啓発課長	中尾政弘
税住民課長	吉田敏江
福祉課長	北広光
診療所事務長	細井隆則
総合施設整備課長	竹谷秀俊
農村振興課長	竹谷徹也
建設事業課長	馬場正実
会計管理者兼会計課長	榎本由佳

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり
会議録署名議員	6番 井上武津男
	7番 岡本正意

## 議事日程（第1号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 閉会中の委員会調査及び一部事務組合議会の報告

日程第 5 一般質問

日程第 6 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて

令和3年度和束町一般会計補正予算（第9号専決）

承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて

令和3年度和束町湯船財産区特別会計補正予算（第1号  
専決）

承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて

令和3年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第3  
号専決）

承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて

令和3年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第4  
号専決）

承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて

令和3年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第4号  
専決）

承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて

令和3年度和束町介護保険特別会計補正予算（第5号専  
決）

承認第10号 専決処分の承認を求めることについて

令和3年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決）

- |     |   |     |    |                                     |
|-----|---|-----|----|-------------------------------------|
| 日程第 | 7 | 諮問第 | 1号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて            |
| 日程第 | 8 | 同意第 | 2号 | 消防委員会委員の委嘱について                      |
|     |   | 報告第 | 1号 | 令和3年度和東町一般会計繰越明許費繰越計算書に関する報告書       |
|     |   | 報告第 | 2号 | 令和3年度和東町一般会計事故繰越し繰越計算書に関する報告書       |
|     |   | 報告第 | 3号 | 令和3年度和東町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書に関する報告書 |
|     |   | 報告第 | 4号 | 令和3年度和東町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書に関する報告書  |
|     |   | 報告第 | 5号 | 令和4年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書            |
|     |   | 報告第 | 6号 | 令和3年度城南土地開発公社決算に関する報告書              |
|     |   | 報告第 | 7号 | 令和3年度一般財団法人和東町活性化センター決算に関する報告書      |
|     |   | 報告第 | 8号 | 令和4年度一般財団法人和東町活性化センター事業計画に関する報告書    |

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（岡田泰正君）

皆さん、おはようございます。本日は、ご苦勞様です。

ただいまから、令和 4 年和東町議会第 2 回定例会を開会いたします。

本日、新型コロナウイルス感染防止対策として議場内扉 3 か所を開放し、空気清浄機を設置、演台にはアクリルつい立て板を設置しております。

また、マスクの着用を必須とし、発言時におきましてもマスク着用をお願いいたします。ただし、演台での発言につきましてはマスクを外していただいて結構です。声が聞き取りにくいと思われるので、質問、答弁の際はマイクに近づけて発言していただきますようよろしくお願いいたします。

また、クールビズの期間に入っておりますので、上着・ネクタイの着脱は自由といたします。

町長挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

令和 4 年第 2 回和東町の定例議会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中、こうして全員議員のご出席をいただきましてありがとうございます。また、日頃は、和東町の行政に何かとご理解とご協力を賜っておりますことをこの場を借りまして重ねてお礼を申し上げさせていただきたいと思っております。

今日の閣議ですか、参議院の日程が決定されるというふうに聞いております。いよいよ参議院ということであるわけなんですが、今、世界では、また日本もそうなんですが、コロナ感染症が長年続いておる。また、そこへウクライナ問題、ロシアの侵攻ですね、この問題があり、今、重油等ですね、非常に物価の高騰になって生活が脅かされている、こういう状況であるわけでありまして。こういったことについてはこれまでから、国、また京都府のほうでもいろいろと考えていただいたり、検討していた

だいたり、要望等もしていきたいというように思っておりますが、そういう中で、和東町としてはやらなきゃならないことを今回の補正等でも検討させていただきました。

今回の議会には、人事案件、また同意案件ですね、そして補正等を中心に提案させていただいたところであります。どうか議案におきまして皆さん方の慎重なご審議をいただきまして、全議案ともご承認いただきますことを切にお願いいたしまして、甚だ簡単ではありますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうかよろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、井上武津男議員、7番、岡本正意議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月24日までの10日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から6月24日までの10日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

おはようございます。

それでは、私のほうからは、和東町議会令和4年第2回定例会報告書により報告を

させていただきます。

報告書のほうをよろしくお願ひします。

なお、報告第1号、2号、第5号から第8号までの説明をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

報告第1号

令和3年度和束町一般会計繰越明許費繰越計算書に関する報告書

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和3年度和束町一般会計繰越明許費繰越計算書を調製したので、別紙のとおり報告します。

令和4年6月15日報告

和束町長 堀 忠雄

1枚おめぐりください。

令和3年度和束町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

款、項、事業名、金額、翌年度繰越額の順に報告を申し上げます。

2款総務費、3項戸籍住民登録費、社会保障・税番号システム整備事業、27万2,000円、27万2,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、総合保健福祉施設整備事業、425万5,000円、425万5,000円。

同款、同項、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業、5,700万円、561万円。

7款土木費、2項道路橋梁費、町道維持補修事業、1,300万円、823万円。

同款、同項、町道整備事業、1,000万円、1,000万円。

同款、同項、橋梁長寿命化修繕事業、1,800万円、1,800万円。

同款、同項、祝橋整備事業、3億2,363万2,000円、2億3,167万7,000円。

同款、同項、町道撰原下島線拡幅改良事業、4,000万円、4,000万円。

同款、同項、町道舟尾八王寺線改良事業、3,400万円、2,504万6,000円。

同款、3項河川費、河川浚渫事業、1,000万円、1,000万円。

同款、同項、河川護岸整備事業、800万円、522万円。

8款消防費、1項消防費、小型動力ポンプ付積載軽消防自動車整備事業、600万円、600万円。

10款災害復旧費、1項農林業施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業、250万円、250万円。

同款、2項公共土木施設災害復旧費、道路橋りょう災害復旧事業、700万円、700万円でございます。

令和4年6月15日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

続きまして、報告第2号でございます。

報告第2号

令和3年度和東町一般会計事故繰越し繰越計算書に関する報告書

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和3年度和東町一般会計事故繰越し繰越計算書を調製したので、別紙のとおり報告します。

令和4年6月15日報告

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

令和3年度和東町一般会計事故繰越し繰越計算書でございます。

款、項、事業名、支出負担行為額、翌年度繰越額、説明の順に申し上げます。

8款消防費、1項消防費、小型動力ポンプ付積載軽消防自動車整備事業、574万2,000円、600万円。半導体不足及び新型コロナウイルス感染症拡大の影響等

により部品入荷や物流に遅延が発生したため。

令和4年6月15日提出

和東町長 堀 忠雄

なお、この小型動力ポンプ付積載軽消防自動車につきましては、先月の5月30日に納車がされ、消防団のほうに配備をさせていただいているところでございます。

続きまして、報告第5号でございます。

報告第5号

令和4年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書

令和4年6月15日報告

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

令和4年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書でございます。

もう1枚おめくりいただきまして、1ページでございます。

議案第6号 令和4年度城南土地開発公社事業計画並びに予算について、令和4年3月28日に提出され、同日可決をされております。

2ページにつきましては令和4年度城南土地開発公社事業計画、3ページについては、同じく、令和4年度の城南土地開発公社予算、4ページについては令和4年度城南土地開発公社予算実施計画でございます。また、7ページには令和4年度の城南土地開発公社の予定貸借対照表を載せておりますので、後ほどお目通しのほうをよろしくお願ひします。

続きまして、報告第6号でございます。

報告第6号

令和3年度城南土地開発公社決算に関する報告書

令和4年6月15日報告

和東町長 堀 忠雄

1 枚おめくりください。

令和 3 年度城南土地開発公社決算に関する報告書

もう 1 枚めくっていただきまして、議案となります。

令和 3 年度城南土地開発公社事業報告及び決算認定について

これにつきましては、令和 4 年 5 月 9 日に提出され、同日認定をされているところでございます。

1 枚おめくりいただいて 1 ページでございますが、令和 3 年度事業報告書。

2 ページ以降につきましては、令和 3 年度事業報告書、収支報告書、財務諸表、附属明細表、監査報告書が記載されておりますので、後ほどお目通しいただきますようよろしく願いいたします。

続きまして、報告第 7 号でございます。

報告第 7 号

令和 3 年度一般財団法人和東町活性化センター決算に関する報告書

令和 4 年 6 月 1 5 日 報告

和東町長 堀 忠雄

1 枚おめくりいただきまして、第 1 0 期令和 3 年度事業報告書でございます。

1 ページから 1 0 ページが事業報告書になっております。それ以降につきましては、第 1 0 期令和 3 年度収支決算報告書を添付しておりますので、お目通しのほうをお願いしたいと思います。

続きまして、報告第 8 号でございます。

報告第 8 号

令和 4 年度一般財団法人和東町活性化センター事業計画に関する報告書

令和 4 年 6 月 1 5 日 報告

和東町長 堀 忠雄

1 枚おめくりいただいたのが第 1 1 期令和 4 年度事業計画書になっております。1

ページから9ページまでが事業計画書の詳細、それ以降につきましては収支予算書を載せさせていただいております。こちらにつきましてもお目通しのほうをよろしくお願いたします。

なお、報告第2号、報告第3号につきまして、担当課長のほうから説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

おはようございます。

それでは、私のほうから、報告第3号、4号についてご説明させていただきます。

報告書をおめくりください。

報告第3号

令和3年度和束町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書に関する報告書

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和3年度和束町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を調製したので、別紙のとおり報告します。

令和4年6月15日報告

和束町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

令和3年度和束町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。

一般会計同様、款、項、事業名、金額、翌年度繰越額でご説明させていただきます。

2款施設費、1項施設費、町道舟尾八王寺線道路拡幅改良工事に伴う水道管布設替事業、1,200万円、981万1,000円。

同款、同項、町道鷲峰山線祝橋架替工事に伴う水道管布設替事業、500万円、500万円。

令和4年6月15日提出

和 東 町 長 堀 忠 雄

以上が簡易水道事業でございます。

引き続きまして、報告第4号を説明させていただきます。

報告第4号

令和3年度和東町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書に関する報告書  
地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和3年度和東町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を調製したので、別紙のとおり報告します。

令和4年6月15日報告

和 東 町 長 堀 忠 雄

1枚おめくりください。

令和3年度和東町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。

こちらも同様の説明とさせていただきます。

2款管理費、1項施設管理費、処理場内設備更新事業、449万1,000円、449万1,000円。

同款、同項、町道鷲峰山線祝橋架替工事に伴う下水道設備事業、2,000万円、1,708万円。

令和4年6月15日提出

和 東 町 長 堀 忠 雄

以上でございます。

○議長（岡田泰正君）

議長から報告いたします。

監査委員より、令和4年4月30日現在の例月出納検査結果の報告がありましたので、結果報告の閲覧を希望の議員は事務局にてご覧ください。

以上で、報告を終わります。

日程第4、閉会中の委員会調査及び一部事務組合議会の報告を求めます。

初めに、総務厚生常任委員長、村山一彦議員。

○総務厚生常任委員長（村山一彦君）

それでは、私のほうから、総務厚生常任委員会の報告をいたします。

本委員会は、6月2日に、町長・副町長、関係課長・課長補佐の出席を求め、各課における令和3年度の主要事業の成果などについて事務調査を行いました。

初めに堀町長から、世界では戦争やコロナ等の問題をたくさん抱え、住民の皆さんも生活に苦しい状況にある。町としてもこのような状況の中、6月補正予算において住民の生活に対する施策を考えていると報告がありました。

次に、令和3年度の決算見込額について報告があり、一般会計で、歳入総額38億3,272万円、歳出総額37億7,538万円で、翌年度へ繰り越すべき財源1,696万円を引いた実質収支は4,038万円の黒字となりました。

また、6特別会計でも歳入総額19億1,380万円、歳出総額18億3,923万円となり、翌年度へ繰り越すべき財源9万円を引いた実質収支は7,448万円と全ての特別会計で黒字決算となりました。

続いて、各課の令和3年度事業の実績状況等について調査を行いました。

総務課では、海洋センターについて、去年はコロナワクチン集団接種会場として利用したため、4月から9月末までは休館となった。茶源郷まつりは、2年連続オンライン配信での開催となった。オンラインショップ出店数は21店舗1,184商品の販売があり、視聴実績は2,963回再生された。町内の若い世代が中心となって和束町の魅力を発信された。新規事業の路線バス高齢者利用促進事業では、数え70歳の住民の方を対象とした希望者に1万円の路線バスICカード乗車券を交付するもので、63人の方に交付した。また、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止を図るため、公共施設等に自動体温測定器や空気清浄機などを設置した。

税住民課からは、戸籍電算化事業について、法改正に伴い、戸籍の保管期限が150年となり、システム改修を行い、紙ファイルからデータ管理に移行した。

福祉課では、子育て世帯等臨時特別支援給付金を328人の方に、新生児応援特別給付金を10人の方にそれぞれ10万円ずつ給付した。また、和東保育園耐震補強・改修工事に伴い、工事期間中に仮園舎として使用する東保育園・いきいきこども館の改修工事を実施した。

診療所では令和2年度に引き続き、3年度もコロナの影響で受診控えにより年間延べ外来患者数が5,145人となり、前年度と比べると3.35%減少し、診療収入も13.95%の減額となった。令和3年度においても、規模の縮小などコロナの影響を受けた事業展開となった。

これらの説明を受けて委員からは、「コロナ禍による原油価格高騰や物価高騰により国でも対策を講じているが、本町においても住民に対して何か補助の検討はされているのか」、「令和3年度決算見込みにおいても、不測の事態に備えるため財政調整基金にいくらか積立てをされる。コロナや物価高騰など災害級の緊急事態でもあるので国からの交付金もあるが、秋以降さらなる値上げも言われている中、基金の活用も含め対応していただきたい」、「海洋センタープール側面のシートが外れ、中が見える状態になっているが、今後の対策は」、「戸籍が紙媒体からデータ化に移行され、いろいろなところからアクセスでき、住民サービスにもつながり便利になった反面、セキュリティ対策についてはどう対応されているのか」、「介護保険施設入所の関係で老健施設やましろのベット数が転換されると聞いている。現在、移行期間となっているようだが、どの程度の転換になるのか。入所者への影響や見通しは。転院・転所においては家族の負担も多くなる。サービスの充実も含め、丁寧な対応をお願いしたい」。

また、「雇用問題について、会計年度任用職員の処遇改善について、賃上げも含めどのように考えているのか」、「宇治木屋線トンネル開通後の公共交通機関等の乗入れの協議などはされているのか」、「新たに開始されるデマンド交通について、予約方法などの対応は」、「路線バス高齢者利用促進事業のバスICカード乗車券の交付

について、利用実績の把握はできているのか」、「交付年齢を再度検討しては」など多くの質疑が行われました。

また、その他として、6月定例会に提案予定の条例の一部改正や補正予算の内容などについて説明がありました。

午後からは管轄外ではありますが、府道宇治木屋線トンネル工事現場を視察いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田泰正君）

続きまして、産業常任委員長、吉田哲也議員。

○産業常任委員長（吉田哲也君）

私のほうからは、去る6月3日に開催いたしました産業常任委員会の報告を行います。

初めに町長から、「原油価格高騰により農業資材、肥料なども高騰しており、国も援助の検討に入っている。本町においても、住民の皆さんには水道料金の値上げにご協力をいただいているところですが、高料金とのバランスの許す範囲で支援策を実施することとし、現在、水道料金基本料金を減免する方向で進めている。6月補正予算でお願いしたい」と挨拶されました。

その後、副町長から令和3年度決算見込みについて報告があり、一般会計、特別会計合わせて実質収支1億1,486万円の黒字決算であったと説明されました。

続いて、各課の令和3年度事業の実績状況等について調査を行いました。

地域力推進課では、地方創生推進交付金などを活用した事業の報告があり、移住促進事業では、移住されてこられた方に住宅整備事業補助金を交付した。婚活イベントも実施され、コロナ禍による田舎暮らしも見直されていることなどにより、移住希望者の相談件数も25件、成約も11件と増加した。また、なりわい景観の保全・継承を目指すため、田舎ならではの茶文化や食文化の生活体験を親子で学び体験していた

だくため、お茶の飲み比べ体験や鉄野菜栽培体験事業などを実施された。小・中学生も参加したなりわい景観のPR動画も作成し、YouTubeでアップされた。その他、昨年4月から有償運行を開始したグリーンスローモビリティ周遊観光では、307人の利用者があった。

総合施設整備課からは、総合保健福祉施設整備に伴う用地測量等委託業務の執行や4月に開催された建設委員会の報告がありました。住民の皆さんにも、4月の広報で、施設のイメージ図や社会福祉センターの解体、新しい施設完成までのスケジュールを周知された。

農村振興課では、昨年4月の凍霜被害による茶園助成として、約294ヘクタールの茶園を対象に、肥料などの購入代金として合計1,183万円を支給、コロナ対策として1人1万円の生活応援商品券を交付、事業者支援として309件の事業者に一律5万円を給付した。その他、農業次世代人材投資給付金事業の実施や府内産の木材利用拡大のため、豊かな森を育てる府民税交付金事業として、和東中学校に木製ベンチや和東運動公園に木製階段なども設置された。

建設事業課では、祝橋整備工事や別所地内の町道舟尾八王子線道路拡幅改良工事、町道や農道の災害復旧工事などが実施された。また、歳入において、町営住宅使用料現年度分については100%の収納率、水道・下水道使用料現年度分においても、集金業務の強化により、ほぼ100%の収納率となった。

以上の報告を受けて各委員からは、「水道使用料の過年度分は、いつ頃から数字が上がってきているのか。また、給水停止も実施されているが、基準や給水停止に至るまでの状況は」、「お茶の入札状況について、今年は出荷量が増え単価が落ちているように思うが、現状は」、「お茶の農薬規制基準が他府県統一できていない。ブレンドされると何の効果もない。統一できる糸口はないのか。今後の課題として行政からも発信し、取り組んでいただきたい」、「景観保全事業において、石寺地域全域を景観重点第一種地区に特定されているが、規制をかけて、一般の地区とどういった違い

が想定されるのか」、「新築・増改築等への規制は」、「移住促進特別区域へ移住された3件の方はどこから来られたのか。それぞれどのような事業をされているのか。ずっと定住していただけるよう実態を把握し、活動の補助をしていただきたい」、「また、野生鳥獣による被害について、猟友会の協力により、最近、サルは減っているように思うが、シカの被害が増えてきている。対策や捕獲の状況は」、「令和3年度において、生ごみを堆肥化するコンポストや電気式処理機の実績がなかったが、令和4年度も実施するのか」、その他、「社会福祉センター解体までのスケジュールは」、「消費生活センターの事業内容や相談件数、東部3町村連携による広域観光事業などについて」答弁を求めました。

また、府道宇治木屋線トンネル工事が5月より和東町側から掘削され、現地を視察いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田泰正君）

続いて、一部事務組合議会の報告を求めます。

初めに、相楽郡広域事務組合議会、岡田勇議員。

○相楽郡広域事務組合議会（岡田 勇君）

議長のお許しをいただき、相楽郡広域事務組合議会の報告をいたします。

5月20日、大谷処理場会議室において、令和4年第1回臨時会が開催をされました。

杉浦代表理事挨拶の後、議長が欠けたことにより選挙が行われ、指名推選により、南山城村の久保憲司議員を議長に選出をいたしました。

続いて、議案の審議に入り、職員の給与に関する条例の一部改正について、賛成者多数で可決をしました。

内容は、昨年8月に人事院勧告のあった国家公務員の期末手当の引下げについて法律案が4月5日に可決されたことに伴い、本組合職員においても国と同様に期末手当

を改正するものです。

以上、報告といたします。

○議長（岡田泰正君）

続きまして、山城病院組合議会、畑 武志議員。

○山城病院組合議会（畑 武志君）

それでは、皆さん、おはようございます。

令和4年第1回国民健康保険山城病院組合議会が令和4年5月16日に開催されました。

開会に先立ちまして、中井施設長の退職により、令和4年4月1日から特別参与兼介護老人保健施設やましろ施設長に就任されました原田政吉先生から自己紹介がございました。

日程3では、諸般の報告及び議案説明がございました。

日程4では、専決処分の承認を求めることについて「京都山城総合医療センター使用料等徴収条例の一部を改正する条例」について専決処分をしたもので、挙手全員で承認されました。

日程第5では、専決処分の承認を求めることについて「医療過誤による治療内容に関すること及び治療に要した費用に対する補償」について専決処分をしたもので、挙手全員で承認されました。

日程6では、京都山城総合医療センター使用料等徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。令和4年度診療報酬改定に伴い、所要の改正を行うもので、反対討論、賛成討論がございました。その結果、挙手多数で可決されました。

日程7では、国民健康保険山城病院組合介護老人保健施設事業の設置に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。令和5年4月1日から回復期リハビリテーション病棟の開設に向け定員数の改正を行うもので、挙手全員で可決されました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田泰正君）

以上で報告を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午前10時20分まで休憩いたします。

休憩（午前10時07分～午前10時20分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5、一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含み1時間以内といたします。

再質問は、制限時間内の質問を許可いたします。

答弁は簡潔明瞭に願います。

質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。

初めに、高山豊彦議員。

○2番（高山豊彦君）

皆さん、改めましておはようございます。公明党の高山豊彦でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回、私は、大きく2点について質問をさせていただきます。

1点目につきましては、雇用促進事業の取組についてでございます。2点目は、観光来訪者等の駐車対策についての2点でございます。

初めに、雇用促進事業の取組についてでございますが、1つ目に、和東町雇用促進協議会と和東町活性化センターの役割とこれまでの取組はについてでございます。

和東町雇用促進協議会は平成24年度に発足、また、和東町活性化センターは昭和63年4月に財団法人として発足し、平成24年4月から一般財団法人として様々な事業に取り組まれています。が、「和東町雇用促進協議会」と「一般財団法人和東町活性化センター」は、本町においてそれぞれどのような役割を持った組織なのか、また、これまでどのような取組をされてきたのか、ご答弁をお願いいたします。

2点目に、昨年10月から取り組まれている「地域雇用活性化推進事業」の内容はについてでございます。

雇用促進協議会では、厚労省の「地域雇用活性化推進事業」に昨年10月から取り組まれているところですが、具体的にどのような事業に取り組まれているのか、事業の内容についてお尋ねします。

3点目ですが、活性化センターで取り組まれている「食品循環資源を活用した堆肥づくり」の事業化に向けた取組はでございます。

現在、和束町活性化センターにおいて「食品残渣」、いわゆる生ごみを堆肥に転換する取組として「食品循環資源を活用した堆肥作り」の事業が進められていますが、今後の事業化に向けた取組についてのお考えをお尋ねします。

次に、大きな2点目です。観光来訪者等の駐車対策についてです。

石寺茶畑景観への来訪者の路上駐車対策として、駐車場の整備及び路上駐車禁止の啓発の取組についてでございますが、石寺区においては、京都府景観資産の指定を受けた「茶畑」があり、本町としても重要な観光スポットとして紹介し、交流人口の増加に向けた取組としてグリーンスローモビリティの周遊観光も実施されているところ  
です。また、テレビをはじめ各マスメディアでも度々紹介されたことから多くの方が訪れ、にぎわいのある地域となっています。しかしながら、当該地周辺には来訪者用の駐車場がなく、数台の駐車場を整備されているカフェに来訪者が集中し、あふれた車両が周辺道路上に駐車され大変危険な状況になっていることから、昨年度、当該区から駐車場の整備及び路上駐車対策の要望が出されていますが、その対策についての考えをお尋ねします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま高山議員からいただきました一般質問にお答えをさせていただきたいと思  
います。

一つ目でございますが、雇用促進事業の取組について、（１）和東町雇用促進協  
議会と和東町活性化センターの役割とこれまでの取組はで、私のほうからは、和東町雇  
用促進協議会の役割とこれまでの取組について答弁させていただきます。

和東町雇用促進協議会は、厚生労働省の地域雇用対策の委託事業の受皿となる組織  
として、これは準備期間から入れますと平成１９年１１月に発足いたしました。

事業の目的は、地域の特性を生かした雇用の創出による地域再生であります。

事業の内容は年度によって異なりますが、年度ごとに地域重点分野を設け取り組ん  
でまいりました。主な事業といたしましては、一つ、基幹産業である茶産業の生産文  
化発展による観光産業への参入、修学旅行を含む教育旅行の基盤整備とインバウンド  
の観光の推進、さらに茶市場の変化に対応するため、和東茶の地域ブランディング、  
次に、林産業の再生として植採事業や整備森林を活用した体験観光の開発、そして、  
基幹産業である茶産業を生かした商工業の活性化対策、移住・定住促進のため、参入  
障壁が高い茶産業を補填するビジネスの構築などがあります。これら事業の基盤整備  
として、アクションプランの構築とそれらを担える人材の育成としてセミナーを開催  
しています。これにより、今まで６００名近い雇用を創出し、約２００名が歩留りし  
ています。

また、和東町の観光産業の構築により、和東町雇用促進協議会発足当時、観光人口  
は約４万人、観光消費額は約４，５００万円だったのがコロナ前の平成３０年には観  
光人口約１８万人、観光消費額は約７億８，０００万円となりました。

また、和東町雇用促進協議会と和東町活性化センターは事業において連携している  
ところであります。和東町雇用促進協議会は、新たな事業の基盤整備とその担い手の  
育成が主たる業務であり、それを実行する団体等を伴走支援し、農業等の裾野を広げ、  
都市農村交流を図り、雇用の創出、移住・定住につなげていくことを目指しています。

なお、和東町活性化センターの役割とこれまでの取組については副町長より、そして、（２）、（３）につきましては担当課長から答弁させていただきます。

以上、高山議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（岡田泰正君）

副町長、答弁。

○副町長（奥田 右君）

それでは、私のほうから、高山議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

今、町長のほうから、和東町の雇用促進協議会について答弁させていただきましたので、私のほうからは、和東町活性化センターの役割とこれまでの取組について答弁させていただきたいと思います。

まず、和東町の活性化センターの設立の経過に触れさせていただきます。

和東町の活性化センターは、先ほど高山議員もございましたけれども、昭和63年4月に設立されております。本年で約33年の歴史がございます。

設立の目的なんですけれども、一つは、町内外の住民の皆さんとの交流活動、また青少年の育成、そして特産品の開発の普及を目的に設立されております。

ご存じのように、和東町活性化センターにつきましては、和東町が100%出資している法人となっております。基本的に、町行政が直接事業をするのにはあまりなじまない、また一定のフットワークが必要だということで、事業を法人として取り組んでおります。

そして、平成24年4月に法律改正がございまして、財団法人から今現在の一般財団法人に定款を変えております。定款につきましても、旧の財団法人和東町活性化センターと基本的には変わっておりません。他の市町村の交流及び観光の推進、そして住民との交流並びに青少年の育成施設の運営・管理、また、ふるさと特産品開発の普及事業、コミュニティ活動の支援の育成等、このようになっております。

具体的に取り上げますと、まず、今、和東町の活性化センターにつきましては、事業活動は四つの柱で組んでおります。

一つ目につきましては、和東町の自然と歴史と人を生かした体験型観光、インバウンド観光、そして教育観光に今、力を入れております。

そして、二つ目につきましては、住民の皆さんをはじめまして広い客層に愛される和東山の家、通称名「京都和東荘」ですけれども、その管理運営に当たっております。

三つ目につきましては、グリーンファーム、ガラスハウスなんですけれども、その管理運営、今現在、一部野菜とハーブ事業、これは観光体験も含めまして取り組んでおります。

また、後から課長のほうから答弁いたしますけれども、近年は環境に配慮した循環型農業、これがやかましく言われております。そこにも取り組ませていただいております。

そして、四つ目なんですけれども、和東産品を用いた特産品の開発ということで、皆さんもよくご存じのように、和東茶を100%使用したペットボトルの販売促進をしております。

また、前回も新聞にちょっと載りましたけど、城陽の梅とコラボさせて和東茶を宣伝していこうということで、そういった他の農作物とのコラボも行っております。

ただ、ここ2年間につきましては、コロナの関係で、観光を中心に活性化を動かしておりますので、大変厳しい状況になっております。

以上、私の答弁とさせていただきますと思います。

ありがとうございます。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

高山議員からの一般質問に答弁をさせていただきます。

私からは、1 雇用促進事業の取組について、(2) 昨年10月から取り組まれている地域雇用活性化推進事業の内容はについてであります。

地域雇用活性化推進事業は厚生労働省所管の委託事業でございます。雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域が、地域の特性を生かした雇用やそれを担う人材の維持・確保を図るための取組として支援をされているものでございます。令和3年度に全国において13地域が決定、その中に本町の和東町雇用促進協議会が選定され、昨年10月1日からスタートしているところでございます。

取り組まれている事業の内容でございますが、地域重点分野といたしまして、就農及び都市圏からの移住促進、茶産業の6次産業化による商工業活性化、和東茶地域ブランドの促進とされております。就農及び都市圏からの移住促進分野では、国が進める働き方改革、地方移住の受皿づくりとして、SDGsに沿った循環型農業による茶業を補填する事業の構築により、都市圏からの移住希望者の雇用確保の促進に取り組まれています。茶産業の6次産業化による商工業活性化分野では、6次産業化の出口部分の加工・販売の担い手として地域商工業者の事業拡大や事業を担える人材の育成に取り組まれているところでございます。

和東茶の地域ブランド促進分野では、茶産業の新たな販路形成を図るべく、和東茶の地域ブランド確立への取組、またウイズコロナ、アフターコロナに対するため、お茶の生産文化発信による近隣における近距離旅行を推進し、都市・農村交流の拡大による観光産業のさらなる活性化に取り組まれているところでございます。これらの事業を関係団体と連携し、取組を進められているところでございます。

続きまして、(3) 活性化センターで取り組まれている食品循環資源を活用した堆肥づくりの事業化に向けた取組はについてであります。

茶産業や家庭からの残渣堆肥で土の活性化を図り、安全な作物を育てる取組が地域づくりの活性化となり農業ビジネスの歩みとなるのお考えから、循環資源を活用し

た堆肥作りを進められているところであります。

現在、茶葉を活用した完熟堆肥の生成に成功されており、40軒ほどの和東のご家庭にご協力いただき、堆肥作りも行われているところでございます。その堆肥を活用した野菜の栽培の実証実験も進められているところでございます。将来的には、町内のみならず近隣の相楽西部地域の新興住宅地の家庭残渣も堆肥の生成に活用し、完成した堆肥やその堆肥を使っての野菜を新興住宅に届けるなどのことを視野に入れ、このような新興住宅地との循環ができることにより、経済活動と地域間交流と両面の流れが起こり、農法を通じた都市・農村交流により、アグリビジネスが成立することを目指されております。この取組を通じてごみ問題の解消の一助にもつながります。

現在、和東町活性化センターで堆肥生成技術者養成のためのコンポスト学校の開催、また、和東町雇用促進協議会では取組への伴走支援としてアドバイザースタッフの委嘱と研修会を開催し、この取組をサポートされているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（原田敏明君）

おはようございます。

高山議員の一般質問についてお答えいたします。

私のほうからは、2番、観光来訪者の駐車場対策について、（1）石寺茶畑景観への来訪者の路上駐車対策として、駐車場の整備及び路上駐車禁止の啓発の取組についてお答えさせていただきます。

石寺景観につきましては、平成24年1月、京都府の景観資産登録第1号として、「宇治茶の郷 和東の茶畑」が登録されました。代表的なものといまして、石寺の茶畑景観が和東町のPR素材の一つとして広くマスメディアを通じ発信されており、お茶の生産だけではなく、観光資源としても認知され、来訪者も増加しているところ

でございます。来訪者が年々増加していくに連れまして、来訪者の路上駐車問題により、またマナー問題により、地域の住民の方が困惑しておられるということは承知しているところでございます。

このような状況の中、石寺区より来訪者向けの駐車場整備問題についてご要望がございました。また、駐車場の候補地も提示していただいておりますので、担当課といたしましては、駐車場整備に向けまして検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、駐車場禁止等の啓発の取組につきましては、これまで路上駐車禁止等を含めまして注意喚起の啓発に努めてまいりました。取組といたしましては、禁止等の立て看板の設置、令和3年度におきましても、立て看板を作成し、石寺景観区域内に5か所設置させていただきましたところでございます。

また、和東町のなりわい景観を守っていくためにと題しました啓発用のリーフレットを令和元年に2万部作成し、和東茶カフェ・観光案内所に配架し、役場・ホームページにおきましても発信しており、来訪者のマナー意識の向上に努めさせていただき、今後とも継続して啓発してまいりたいと考えているところでございます。

以上、高山議員の一般質問の答弁とさせていただきます。どうぞよろしく願いたします。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ご答弁ありがとうございました。

先にですね、駐車場を取り上げさせていただきたいと思います。

これから検討していただくということで、ありがとうございます。ただ、今年のゴールデンウィークあたりでも随分来訪される方が増加してきている。コロナ禍の関係でこの2年間は少なかったんですが、ここ最近また多くなっています。そういったこと

で、周辺ですね、かなり危険な状態になってたということもございますので、地元区からしますと、やはりより早く整備してほしいというのが願いでございますし、新茶の農繁期に来訪者が多くなるということで、畑仕事を満足にできないような状況があったり、どうしても片側通行になってしまいますので、そこを安心して通れないというようなこともございますので、農振地の関係もございますが、来年の春までにはそういった形で安心して通れるような整備をお願いしたいなというふうに思うんです。

もう1点、区からの要望にもあったかと思うんですが、自転車の問題なんです。

あそこはS字カーブもあったり、下り坂ということもあって、自転車でそのルートを周遊される方も非常に多くなってきている。すごいスピードでS字カーブを走ってこられるわけですね。ですから、そういった路上駐車がある中で自転車がスピードを上げて来られると避けられない状況というのがあるわけです。幸い今のところまだ事故というのは私は聞いてないんですが、これが大きな事故につながってしまうと地域としてもイメージ的にもどうかというふうに思いますから、今、看板を設置していただいているということもございますが、走行している自転車にはなかなか分かりづらいというのがありますし、その看板のところでゆっくり啓発看板を読まれている観光者の方というのはあまり見かけないのかなというふうに思いますから、以前提案させていただいたんですが、路面の色を変えるとか駐車対策、また速度を落とすとか、景観の関係もありますので、目立つような看板てなかなか設置できないでしょうから、路面表示であればあまり景観には影響ないのかなというふうに思いますから、そのあたり道路管理者の方とも調整していただいて、ぜひ、検討していただけたらというふうに思いますので、そこはまたよろしくお願ひしたいと思うんですが、そのあたりいかがですか。

○議長（岡田泰正君）

地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長（原田敏明君）

今の質問にお答えさせていただきます。

駐車場の整備につきましては、昨年の12月に地権者の方や関係者の方と協議させていただいたという経緯がございますので、その内容に基づきまして本格的に交渉させていただきまして、双方合意の下に駐車場整備について事務を進めさせていただきたいというふうに考えております。

交通対策につきましては、今、路面の注意喚起の整備ということでございましたけれども、それにつきましては、町道でございますので、道路管理者の者と対策につきまして協議させていただいて、できる方向で考えさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

交通ルールのことですから、警察等も関係してくるかも分かりませんが、そこはぜひ調整をしていただいて、よい方向になるようお願いしたいというふうに思います。

次にですね、雇用促進事業の取組についてでございますが、今、いろいろと雇用促進協議会と和東町の活性化センターについてのご説明をいただきました。先日、住民の方から、活性化センター、また雇用促進協議会という組織は何をされてるとこなんやろなというようなお話がございまして、私も勉強不足で十分理解できてなかったところがありますので、今回このような質問をさせていただきました。

雇用促進協議会というのは、先ほど町長の答弁にもございましたが、厚生労働省のほうも事業として取り組まれてこられて、そして、特には活性化の人材育成であるとか、あと、企業を起こす起業のためのいろんな取組というのが中心にされてきたのかなというふうに感じております。

活性化センターにつきましては、和東町の魅力の発信であるとか、また和東町とし

て維持・発展していくための様々な取組・諸課題について取り組んでいただいている組織かなというふうに思っております。そこでですね、今、地域雇用活性化推進事業の内容の中で、今後、伴走型というようなこともございましたが、この伴走型についてどのようなものなのか、伴走型というもののイメージが湧かないもので、そのあたり農村振興課長、お願いできますか。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

伴走型支援についてでございますが、具体的に、現在、和東町活性化センターのほうで事業内容につきましては進めておられるところではございますが、計画を立案されるに当たりましては専門的な知識もございます。それらにつきましてアドバイザーの派遣であったり、側面からご支援をされているところではございまして、共に事業を進めておられると、そういう状況でございます。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

いろいろ事業を進める上でアドバイザーですね、そういったような形でやられている。要するに、側面から支えるというようなことなのかなというふうに思います。

先日、農業従事者の方とお話をさせていただきました。最近、年も重ねる中で、お茶の生産について体力がもたなくなってきたというようなお話がございました。その中で、以前、町長からもご報告いただいた部分ですが、特定地域づくり事業協同組合制度というのが総務省のほうでやられてる制度ですけれども、こういった組織がありますよということで、これについて何事業者かの方が協力をされて、こういう組織を立ち上げられてやられたらどうでしょうかというような、自分が直接農作業をするの

ではなくて若い方に町外から来ていただいて、そして応援をしていただくというような取組を進める組合だというようなお話をさせていただいて、随分その方も興味を持たれたところでございます。

こういったことを活用しながら、今の伴走支援じゃないですが、和束町としてもお茶産業、要するに、お茶農家さんもかなり高齢化して行って、これを維持していくのが非常に厳しい、大変な状況にあると。先ほど景観の話もありましたが、お茶畑を中心とする景観を維持していくためには、やはりお茶農家を維持発展させていかないと維持できないので、そのためにも、そういった国の様々な取組も含めまして、そういう支援というのにも必要かなと思うんですが、そのあたりのお考えはいかがですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

お答えいたします。

この雇用促進協議会は、今、言いましたように伴走型ですので、主体的な事業は取り組まず、いわゆる応援していこうと。その中で人材の確保というのが大きく入っておりますね。その人材確保の中に今、農家が非常に不安で心配されておるのは、高齢化が進んでいる。そのときになかなかできないからお茶を助けてもらえる季節労働者というんですか、そういう人があればという思いを持っておられる方がたくさんおられます。これも私と高山議員と一緒に、農家もその1人であります。

幸い2年ほど前からですか、総務省が今、申されましたように、これ過疎地域が対象だと思っておりますが、そういったことを協議会というんですか、組織をつくっていこうと。それを総務省も応援しよう。

それはどういうことかといいますと、4者以上の事業者が寄って、そこが雇用して、そして、そこから農家へ派遣する。農家だけはいきませんので、ときには活性化センターへ派遣するとか、茶カフェの販売員を派遣するとか、いろんな派遣ですね、その

方の給料は団体からもらえるんですね。そして、派遣していただいた方は協議会がお金を払うと。そして、雇用をつくっていこうということ、これも今日的課題に対しての人材確保なんですね。

今も木村次長ともその話をしました。雇用促進協議会の中の事業としてこれも検討していこうということで、あの事業の中にも入れてもらっておりますので、雇用促進協議会のほうとも現在進んでいる内容等について確認していただいたらありがたいなと思います。これからはそういうものの確立が大事になってくると思います。だから、これはやはり国のほうも積極的にしておりますので、補助もありまして、そして、そこへ和東町も上乘せしていこうと。非常にいい制度だと思っております。これを研究するようにということで雇用促進協議会でも話をしておりますので、その制度を持っていておりますので、その組織を立ち上げて、そして伴走支援をすると、こういうことですので、ご確認いただけたらありがたいなと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

一度また雇用促進協議会のほうにじっくりとご享受いただけるようお願いしたいと思っております。

この中で、今、言っていたように、そういう組織が立ち上がってきますと、当然、町外からI・U・Jターン、要するに、町外から和東町のほうに来ていただけるチャンスというか、そうした機会も増えてくるわけです。

これも先日聞いた話なんですが、間接的な話でその方から直接聞いたわけではないですが、和東町のほうに特に犬打峠が完成した頃には和東町のほうに会社を移転したいという方が何社かあるというふう聞いてます。ただ、その中でやはり課題となっ

てくるのが住む場所がないということなんですね。またトンネルができればアクセスもよくなるんで会社を移設したいけども、従業員も含めて住む場所がない。これは何とかならないのかなというような大きな課題があります。

今、言いました特定地域づくり事業推進に関する法律のガイドラインというのがございますが、その中でも、市町村の地方自治体としてこういった組織に加わる従業員に対して住居のあっせんなり、そういったことにも取り組む必要があるというふうに書かれています。これまでも大きな課題として何回も議会の中でお話をさせていただいていますけれども、若い方が転入してこられて住む場所って今後大きな課題になると思うんですが、そのあたりについては町長いかがお考えですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えをさせていただきます。

今、当然こうして人を通年を通して雇っていくと。勤務してもらう組織を立ち上げるんですから、それは町外から来ていただけるということになれば住む場所を考えていかないといけない。だから、その事業体が空き家を借りるとか、また直接、空き家をもって、そして提供する。また、直接交渉してもらう場合もありましようけども、そういったことがこれから必要になるかと思えます。だから、空き家対策というのは地域力で今、抱えておりますが、非常に重要な課題として登録を今、多くしていただいている。そして対策をしていくと。

しかしながら、現実、空き家がありましても登録件数がなかなか進まない。こういったところがありますので、こういったことも絡めて一緒に普及をしていくことが大事だと思っております。

私たちのまちづくりにとりまして、これから空き家というのは一つの宝みたいなものなので、今、言われたようにこの活用というのは非常に重要になります。そして、

その事業体をつくっても雇用してもらう人が1年間ずっと仕事に就いてもらうわけですから、仕事の内容は変わるにしたって、その会社の従業員ですから、だから、その人たちが住む場所の確保というのは、今、言われるように非常に大事だと思っておりますので、そういったものも含めながらセットで検討していくべきだと、このように思っております。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

以前からも住宅に関しては空き家の活用ということでお話がございます。これがなかなか進んでいない。一部の方が転入してこられて定住されておられる方も事実おられますけども、やはり特に若い独身の方で空き家を改修してまでそこに住むかという、なかなかハードルが高い問題かなというふうに思います。そういう意味では、民間の協力もいただきながら、簡単に入居できるような賃貸住宅ですね、そういったものが必要になってくるんじゃないかなというふうに思うんですね。

また、空き家にしても、京都府内でも他市で空き家バンクを見てますと、改築した後の写真が載ってるのが結構あるんですね。そこですとすぐに行こうかなという気持ちにもなると思うんですが、本町の場合、残念ながらそのままの現状で、希望者に対して改修の費用の補助金を出して改修していただく。その補助金だけではなかなかできないものですから、やはりハードルが高いというふうに思います。

今後、今、言いましたように、単身の方でも容易に入居できるような集合住宅等の民間の協力というのも必要になると思うんですが、そのあたり町長いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今ご質問がありましたように、都会のほうでは業としている方が空き家を改修して、そしてそれを販売されるとなっております。うちのほうへはなかなか業として入ってきてない。言うならば、うちは入る方がそれを見て直す。移住される場合には、限度額を設けておりますが、改修の補助をいたしましょうという応援をしながらやっています。

そして、これから先、宝と申しあげましたように、今までから大事だということで、登録を利用するということで、移住の促進にもつなぐということで、現在、活性化センターのほうに移住促進事業も委託しておりますので、その事業の内容に、今、言いましたように空き家とか、こうしたらいいですよとご相談に乗らせていただいております。そういったところと絡めて一体的に事業を進めていくのが当面かなと思っております。

当然そういった周知をもっと図っていくべきだと思いますが、今、言われたように、業としてやってくれる人が入ってくればまた別ですけども、それは入られる方が購入する。そして、改修される。それによって補助金を出すと、こういう制度でやっていこうということで、なるべく移住を希望される方に相談に乗る体制というのは活性化センターで事業委託し、今やってもらっていますので、その辺を十分ご利用いただけたらありがたいかと、このように思っております。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

活性化センターのほうで検討いただくということもあるんですが、そこでやはりネットワークになってくるのが農振地の問題というのがございます。

以前からお話しさせていただいていますように、やはり農振地の解除からいろんな

問題が出てくるというようなこともありますので、町としてそのあたりを今後どのように考えていくのかということも課題であるというふうに思います。開発しようと思っても農振地の関係で開発できないということもありますし、そういったことから、住宅事業者も入ってこれない関係もあるのかなというふうに思いますが、そのあたり。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ご質問がありますように、和東町にとりまして基幹産業は農業、お茶ですので、農振地域というのは指定して非常に大事な問題であり、あとは無指定か、土地の関係とか、農振だけでありますので、これはやっぱり農家にとって大事だということにはこれからも間違いはありません。

しかし、トンネルが完成するとそれを見据えた和東町の地域づくりも考えていかなければならない。それと今日的に国のほうも農村の在り方というのは非常にいろいろ注目されて話題となっております。時に、ある人は半農半Xとか働き方改革、これからこういったことにどう対応していくか柔軟に考えていくべきものも一つだと思います。

だから、農振を守るというのは大事なことであります。農振を守っていかないと農家の人が補助金対策とか、そういったことに影響するとなったら大きな問題ですね。農振は農振としてきちっと守っていくと。そして、それを見据えた柔軟な考え方、時代に合った考え方をどう入れていくか、ここをきっちり検討して進めていくべきだと、このように思っております。

そういう意味で、これからは今までのように、あきませんよというだけやなしに、どうすべきかとか、非常にここは工夫してやっていかなきゃならない、正直なところ非常に難しい分野だと思いますが、一つはそういうことをやっていかないと将来まちづくりに残れない、そのように考えておりますので、これについても今後ともご指導

いただけたらありがたいと、このように思います。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

確かに、農振地として農業を中心にそういった地域というのは残していかないといけない、これは分かります。ただ、以前も申しましたが、農業ゾーンを決めて、また開発しても景観上も支障がないようなまちもあるかと思しますので、そういったところのゾーニングを今後も検討していただけたらなというふうに思いますので、また、そのあたりはよろしくお願ひしたいと思ひます。

次にですね、活性化センターで取り組まれている食品循環資源を活用した堆肥作りの関係でございますが、和東町内でも荒廢農地が非常に多く出てきているというか、増加している状況にあります。

先ほどの答弁にもございましたが、完熟堆肥というのが成功されて、非常にいい堆肥になっていると。私も以前3月に研修に行かせていただきまして、担当者の方からそういうお話も聞かせていただきました。これを拡大していきたいというようなお話もございました。そういう中で、荒廢農地を活用して、そこに完熟堆肥を利用して、大規模なのかどうなのか分かりませんが、要するに、今、交流ステーションの中で野菜の直売所もあるわけですから、そういう農地を活用して、またそこに堆肥を入れて、そして品質のいい野菜をつくって交流ステーションのほうで販売する。また、それ以外の近隣の商店でもいいと思うんですが、そういうような今後の取組ですね、そういうお考えはどうか、農村振興課長、いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

高山議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ただいまございました荒廃農地の利活用についてでございますが、循環型農業を通じた取組を進めることは可能だと思っております。しかしながら、それには人材の関係等、問題、課題もございます。

先ほど出ておりました特定地域づくり事業協同組合、こちらにつきましては人口が急減している地域において、派遣事業として実際いろんな取組ということも聞いております。労働者不足の解消や地域を担う人材の確保、その辺の地域活性化が期待されるものでございまして、この制度の利活用によりまして、基幹産業である茶業とともに、先ほどもございましたが、なりわいの景観を守っていくことにつなげていくことができると考えます。荒廃農地につきましては、一定の取組により、今後、有効活用することは可能であると思っております。

以上でございます。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

今ご答弁がありましたように、特定地域づくり事業協同組合制度自体が根拠の法律としまして、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律が基となっています。ですから、今ご答弁あったように、人口急減地域ということでございます。本町の人口の流れを見ていると、毎年100人程度減少していったる状況があるわけですから、これはやはり急減していったるというふうに思うわけですね。

それと、雇用の機会が少ない地域でもあらうと思えます。働く場所がないということですから、そのためにもやはりこういった協同組合を立ち上げていただいて、そして、この堆肥を活用してそういう働く場所をつくっていただけるような取組というの

も大事だろうと思います。

先ほどご答弁にもあったかと思うんですが、雇用促進協議会のほうでもそういった方向を示されているようでございますので、活性化センターと連携をしていただきながらそういう取組をしていただけたらなというふうに思うわけですが、そして、大規模な食品循環資源を活用して堆肥作るということによって生ごみの減量にもなってくるということにもなるわけですね。ですから、毎年大きな予算でゴミ処理をしているわけですから、その減量にもつながっていく一方で、また活性化にもつながっていく事業になるというふうに思うわけですが、このあたり副町長いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

奥田副町長、答弁。

○副町長（奥田 右君）

はい、お答えさせていただきたいと思います。

まず、環境に優しい農業づくりというのは以前から言われております。できるだけ化学肥料、農薬を抑えた中での野菜づくりが必要ではないかということで、今、活性化のほうでSDGsに伴いましてそういった循環型の農業の推進をさせていただいております。今年で大体3年目を迎えるわけなんですけれども、堆肥作りということで、課長から説明がありましたように、今40軒ほど入っていただいております。

最終的には、活性化としてはそれをバックアップしてやっていくと。大事なのは、やっぱり協議会で立ち上げてるんですけども、住民全員の方がそれを行っていくということで、いつまでも活性化がやるんじゃなくて、そういった方向性をきちっと示していくと。町民の皆さんがそういったことに参加していただいて、和東町はお茶が主産業ですけれども、野菜もそういった堆肥を作っていただいて、和東町独特の、今、成分がはっきり出ておりませんので、そこら辺も今後研究をした中で、それをみんなのものにして、最終は交流ステーション「和東の郷」で販売していくと、住民の一つの生きがいにもなってくると思いますので、今後は協議会をきちっと立ち上げていた

だいて、自分らのものにしていただいてそれを運営していくと、それが大事だと思っております。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

先ほど申しましたように、特定地域づくりの組合ですね、そういったものとも関連してくるのかなというふうに思うんですね。ですから、住民の方がそういった組織を立ち上げやすいように、そういう意味での行政としてアドバイスをするなり、そういう伴走型の支援ということもつながってくるのかなというふうに思うわけなんですね。そのことによってこの現状、また大規模なそういう堆肥を作ることで事業化というのもできてくる。そこには雇用も生まれてくるというような好循環につながっていくのかなというふうに考えてます。

やはり堆肥を作っただけでは駄目ですので、その堆肥をどう今後販売していけるかということも考えていかないといけないというふうに思うんですね。そういう意味でも、民間の企業ですね、例えば、栽培用の土を販売されているような業者であるとか、そういったところもうまく協力いただきながら、そういう販売促進にもつなげていけるのではないかなというふうに思いますし、また、そういった大規模なことをやろうとすると今の施設では厳しいかなと。

先日、研修の中でもおっしゃっておられました。堆肥舎が非常に小さくて、これではなかなか大変やと。今の現状やったらあれでいけるけど、先ほど課長のほうから答弁がありましたように、近隣の住宅地からもそういう食品残渣を集めて、それをまた堆肥化して進めていこうとすると、今の施設では不十分ではないかなというふうに思いますし、そういった部分の支援というのもやはり行政のほうで考えていかないといけないだろうというふうに思いますし、もう1点、今、大きな課題となっているのが40軒の各家庭の中で第1次処理、コンポストを使って処理してもらっていますが、

それが回収できていない。回収のためにはそれぞれの40軒の個々の家庭から直接そこに持ち込んでいただいているという現状です。これが規模が大きくなってくると当然回収に回らないといけないだろうというように思うわけです。先ほど申しましたように、これを進めることによってごみの減量化になってくる。そうしますと、ごみ収集業者の業務量が減少するということになってきますから、その業者に第1次処理した堆肥の回収業務に当たってもらうとか、そういうことで業務の確保にもつながっていくのかなというふうに思いますし、そういったことで、うまくこの循環をさせれるような、いかに循環型農業として堆肥をうまく活用して、また特定地域づくりの協同組合をしっかりとした事業にできるように行政として支援をお願いできたらというふうにと思いますが、そのあたり、最後に町長、いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

時間がないので、簡潔にお願いします。

○町長（堀 忠雄君）

今のご質問もありましたように、これからSDGsとして新しい産業の創出ということで非常に注目されていくべきだろうと思っておりますので、町としてもできる限りの支援、また推進を図っていきたくと、このように思います。

よろしくお願いします。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

今まさに町長がおっしゃっていただきましたように、SDGsということで、やはり循環型の社会をどう構築していくかということだと思えます。そこにまた雇用の促進、雇用につながっていくという事業にもなり得るものだなというふうに私は感じて

おりますので、今後の第5次総合計画の進捗においてこういったものも取り組んでいただけたらというふうに思いますので、そのあたりをよろしくお願いいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（岡田泰正君）

会議の途中ですが、ただいまから午後1時30分まで休憩いたします。

休憩（午前11時19分～午後1時30分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

皆さん、こんにちは。日本共産党の岡本正意です。

ただいまから一般質問を行います。

まず、第1に、水道事業について質問いたします。

一つ目に、料金値上げの影響と対応について4点伺います。

1点目に、何の説明もないまま大幅値上げを強いられた住民の皆さんの悲鳴をどう受け止めておられますか。負担増の影響をどうお考えですか。明確にお答えください。

2点目に、このほど高料金対策の対象範囲内での財政措置による今回予定されております減免につきましては、その気になれば繰入れによる負担軽減が可能であることを示しており、最低限できることとして、今回だけでなく次年度以降も検討され、実施すべきと考えますが、いかがお考えですか。

3点目に、料金改定直前月の3月につきましては値上げ前ではありますが、料金算定は新料金を採用しており、正確ではありません。改定前の料金を採用され、その分については返金されるべきではないでしょうか、答弁願います。

4点目に、コロナ禍や物価高騰など、暮らしやなりわいの厳しい現状は今後も続き

ます。今回の基本料金の免除だけでカバーできることではありません。引き続き、料金の再検討をされるべきだと考えておりますが、答弁願います。

次に、二つ目に、公営企業会計への移行につきまして2点伺います。

1点目に、「地方公営企業法」では「法律の適用を受ける企業の範囲」を定めておりますが、「簡易水道事業を除く」とされております。現在、公営企業会計への移行が進められておりますが、法的な根拠は何かお答えください。

2点目に、独立採算がより求められる企業会計の下で、法の第3条「経営の基本原則」で規定されている「本来の目的である公共の福祉の増進」はどのように保障されるのか答弁願います。

次に、三つ目に、京都府が進める水道事業広域化について伺います。

この間、京都府は、国の水道法改定も受けて、水道事業の基盤強化の名の下に、府内を三つの圏域に分け、水道事業の広域化を進め、今年度中にも広域化プラン策定の最終的な協議を実施する予定と聞いております。今どこまで話が進んでいるのか答弁願います。また、広域化で何が具体的に変わり、どんなメリット、デメリットが考えられるのか、明確な答弁を求めます。

水道の在り方につきましては住民にとりまして重要な問題であり、住民や、また住民代表である議会への情報提供、丁寧な説明や意見聴取を当然されるべきと考えておりますが、どのようにお考えですか、答弁願います。

次に、第2に、物価高騰対策について質問いたします。

異常で深刻な物価高騰が暮らしにもなりわいにも襲いかかっており、対策強化は待ったなしの状況です。そこで、今回の質問では4点伺います。

1点目は、緊急対策として消費税減税の実施が不可欠の局面だと考えておりますが、政府に強くその旨、要請されるべきと考えますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

2点目は肥料価格の高騰への対策であります。このほどJA全農が6月－10月期の販売価格を最大94%値上げ、要するに2倍との報道がありましたが、国や府へ

の要望とともに町としての対策はどうお考えでしょうか、答弁願います。また、活性化センターの取組も踏まえ、町として自前の堆肥生産・販売・供給体制づくりなど、将来的な方向性についてはどうお考えなのか、答弁を求めます。

3点目は、シルバー人材センターを早期に開設され、高齢者の雇用機会の創出を求めたいと思います。

最後に、4点目につきましては、国民健康保険税、介護保険料の時限的な引下げを行い、負担を減らすべきではないでしょうか。両会計とも決算見込みで多額の黒字を計上されており、還元すべきではないかと思えます。明確な答弁を求めます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま岡本議員からいただきました一般質問に答弁させていただきます。

最初は水道事業であります。

（1）水道料金値上げの影響と対応についてからお答えさせていただきます。

①何の説明もないまま大幅値上げを強いられた住民の悲鳴をどう受け止め、負担増の影響をどう考えているかであります。

昨今の社会情勢、特にロシア、ウクライナの領土争いの戦争は長期化し、世界的な食糧危機に見舞われています。また、新型コロナウイルス感染拡大による世界的な経済不安定感、国内においてはデフレ経済などから円安が進み、輸入に頼る日本にとっては過去例を見ない経済へのダメージが顕著に現れ、日常生活では、原油価格の高騰、原料不足による食料品、肥料価格などの高騰が先行き不透明であることは認知しているところであります。

ご質問の水道料金への対応につきましては、改定案検討時に「新型コロナウイルス感染拡大」に直面したため、改正時期をできる限り引き延ばして本年4月としました

が、「ロシア、ウクライナの領土争いの戦争」勃発、予期せぬ「原油価格の高騰」、「物価高騰」、「円安」などに見舞われるなど、社会情勢は大きく変化したことから、和束町では、本年5月に「新型コロナ感染症対応地方創生臨時交付金」すなわち「コロナ禍における原油価格・物価高騰分」が国の交付金事業として創設されましたので、この財源を活用し、今定例会において、一般家庭使用分の令和4年7月分から令和5年3月分の基本料金の減免に係る補正予算をご提案させていただき、住民生活の負担増対応となるよう対応していきたいと考えています。

次に、②高料金対策の対象範囲内での財政措置による減免は、来年度以降も検討し実施をについて答弁させていただきます。

令和3年度決算見込みから見ましても、本町の一般会計・特別会計予算の歳入が潤沢にあるわけでもなく、「地方交付税」、「各種交付金」、「国庫支出金」などに頼らざるを得ない状況下において、一般財源からの繰り出しは非常に厳しいものであり、可能な限り検討を加え、本年度のような財源が確保でき、将来にわたり財政負担とならないことが一定確証できることが見込まれるときは、他の施策とのバランスなどとも調整するべきだと考えていますので、その時々的情勢に合わせでき得る対応、施策を講じてまいりたいと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、④コロナ禍や物価高騰等、厳しい現状を踏まえ、料金の再検討をについて答弁させていただきます。

議員もご承知のとおり、経営戦略の策定後、約5年超をかけて水道料金の改定案を検討してきたところで、料金改定検討中に経営戦略の一部見直しをかけざるを得ない状況となりましたこともご承知いただいていると思います。簡易水道を運営する上で、まずは削減できるところは削減し、投資せざるを得ないところは投資をし、事業運営を行っているところではありますが、令和3年度決算見込みから見ましても、高料金対策に係る財源や基金の切り崩し、起債の発行などを行いながらの運営は非常に厳しいものとなっています。また、ご質問にもありますように、先行き不透明な社会情勢

の中、今、一番懸念をしなければならないのが、薬品などの資材不足や電気代など必要経費の価格高騰であります。

(2) 公営企業会計への移行、(3) 京都府が進める水道事業広域化の質問と重複しますので、事務的な部分は担当課長から答弁させますが、国が示すガイドライン「地方公営企業法の準用」、「公営企業会計の摘要」、「広域化プラン策定・参画」などを見据え、水道事業を安定に運営するためには、広域化など多種多様な施策に積極的に取り組むことが優位な財源の確保につながることは言うまでもなく、強いては公共の福祉に資することだと考えています。より安心安全な水道水を供給できるよう日々努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、大きい2番でございます。物価高騰対策について、(1) 緊急対策として消費税減税実施を政府に要請をについて答弁いたします。

国会でも消費税減税の議論がされておりますが、現在の消費税率の8%、10%となった増税分は、社会保障と子育て支援など使途目的が明確にされており、先に消費増税分に替わる財源確保が必要であると考えます。世界情勢の急激な変化で原油高、物価高により生活に影響を与えていることは事実でありますので、町としてできる生活支援対策を講じるとともに、町村会でもこのことを議論していただき、対応させていただきたいと考えております。

それでは、次に、(2) 肥料価格の高騰への対策は、① J A全農が6-10月期の販売価格を最大94%値上げとの報道があったが、国や府への要望とともに町としての対策はどう考えているのかについてでございます。

肥料価格の高騰を巡っては、ご質問にもありましたとおり、先月末、全国農業協同組合連合会が、肥料の販売価格について値上げをすることを発表、情勢から価格が上がることは避けられない状況で、農家の皆さんが大変ご心配されていることと承知しています。肥料原料の多くを輸入に依存しており、ウクライナ情勢で肥料原料の産出量が多い国からの輸出が停滞し、国際市況が高騰、影響の長期化も予測されている中、

価格高騰の先行きは見通せず、今後も肥料価格の動向が農業経営に及ぼす影響を十分に注視し、対応が求められていると考えています。

作物生産において、必要不可欠な農業資材の一つである肥料の安定供給に向けて、また、食料安全保障との関わりからも生産基盤の強化は不可欠であります、価格高騰の影響緩和対策について、国・京都府へさらなる支援の要請が必要であり、町といたしましてもしっかりと重要課題と位置づけ、農家の皆様を支援するための対策として、直接的な支援の検討も必要と考えています。

次に、（４）国保税、介護保険料の時限的な引下げの実施をについて答弁させていただきます。

国民健康保険税は医療の給付を目的としており、医療費については物価に左右されるものではないため、時限的な引下げは考えておりません。また、介護保険料については、３年を１期とした介護給付の計画に基づき、介護サービスに必要な費用などから算出し、所得に応じて決定されます。

介護サービスは物価に左右されるものではないため、国民健康保険と同様であります。新型コロナウイルス感染症の影響で生じる収入の減少に関しては減免制度を利用させていただきたいと、このように考えています。

以上、岡本議員からいただきました一般質問に対する私の答弁とさせていただきます。

なお、ほかの質問につきましては担当課長の方から答弁いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうから、岡本議員からいただきました一般質問について答弁させていただきます。

まず、最初に、質問の（１）水道料金値上げの影響と対応について、③の料金改定直前の料金算定は改定前の料金を適用し、返金すべきではないかについて答弁させていただきます。

ご指摘の点については、前回の検針、すなわち３月上旬に行ったメーター検針の日から３月末日までの水道料金は条例施行日、令和４年４月１日以前に使用した水量と判断でき、料金改定直前月の料金算定は改定前の料金を適用するのではないかという解釈だと思います。

現状を申し上げますと、水道料金の算定は、和東町簡易水道事業給水条例第２７条以下の条文をもって算定しております。閉栓・休栓料金改定等は、和東町簡易水道事業給水条例第２７条２項及び３項の条項に基づき料金の算定を行っています。本町においては水道メーターの検針を奇数月に行い、検針から得た数値を２か月に均等割し、月ごとの料金を算定し、当月分、すなわち検針を行った月の料金額と翌月分、偶数月の徴収額としお知らせをし、月の末日を納付期限としていますので、４月分の料金は５月末に、５月分の料金は６月末に納付いただくようお知らせさせていただいております。検針時にお渡ししているお知らせ表にもそのように表示させていただいておりますので、５月分の水道料金の請求分から改定料金の算定をしております。

ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、（２）公営企業会計への移行について答弁させていただきます。

最初に、①「地方公営企業法」では、「法律の適用を受ける企業の範囲」を定めているが、「簡易水道事業を除く」としている。公営企業会計への移行の法的根拠は何かについて答弁させていただきます。

公営企業を取り巻く経営環境は、急速な人口減少などに伴うサービス需要及び料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新需要の増大により急速に厳しさを増しています。こうした中で、公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、公営企業会計の適用により資産を含む経営状況を比較可能な形での確

に把握した上で、中長期的な視点に基づく経営戦略の策定等などを通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいくことが求められる。

特に、将来にわたりサステイナブルなストックマネジメントの推進や適切な原価計算に基づく料金水準に設定、今後の公営企業の基盤強化に不可欠な取組であり、これらの取組を進めるためには、公営企業会計の適用により得られる情報が必須となります。

また、広域化、民間活用などの抜本的な改革の推進に当たっても、公営企業会計に基づく財務情報を関係者で共有することが有効と考えられ、こうした観点を見据え、地方公営企業法の適用していない事業、法適用企業についても「公営企業会計の適用の推進について」ということで総務大臣通知が平成27年1月27日付で出されています。総務省では、平成27年度から平成31年度までの5年間で同法の規定の全文、または一部を適用し、公営企業会計に移行されるよう要請され、特に資産規模が大きく、住民生活に密着したサービスを提供している下水道事業や簡易水道事業について重点的な取組を求められています。このような状況を本町としても重要な課題であるとの考えから、地方自治法第245条の4第1項、技術的な助言に基づき、平成28年度から経営戦略などの策定などに取り組み、現在、移行事務に取り組んでいるところです。

次に、②独立採算がより求められる企業会計の下で、「本来の目的である公共の福祉の増進」はどうか保障されるのかについて答弁させていただきます。

先ほど堀町長が概要を答弁されましたが、令和3年度の決算状況から見ましても、簡易水道事業の経営運営状況は決して良好なものではありません。活用できる公的補助、交付金に頼るところが大きく、運営側としましても高額な使用料金とならないようマネジメントに取り組んでいます。

一般会計につきましても同様の傾向が見受けられ、一般会計からの潤沢な繰入金も期待できず、限られた財源をいかに有効に活用するかが求められます。このような状

況下において、でき得る限り安定な経営運営を行うことで公共の福祉の増進に努めてまいりたいと、日々、創意工夫を加え業務に当たっていますことをご理解賜りたくお願い申し上げます。

次に、（３）京都府が進める水道事業広域化について答弁させていただきます。

最初に、①今年度中に広域化プラン策定の最終的な協議を実施する予定と聞くが、どこまで話が進んでいるのかについて答弁をさせていただきます。

京都府における水道事業の広域化は、平成30年11月に発表された京都水道グランドデザインで進められています。京都水道グランドデザインは、人口減少社会の到来、水道事業を取り巻く厳しい環境の変化に対応し、将来にわたり安心・安全な水道水の供給体制を築くため府内全域の水道事業の方向性を示したもので、計画期間は2019年から2028年の10年間とし、目標期間は短期が5年間、中期が10年後、長期が20年後となっています。グランドデザインでは三つの視点から府内水道事業の八つの取組項目とこれらに係る将来目標を定めるとともに、府域を三つの圏域に分け、圏域ごとに広域化、広域連携を進めることとしています。また、これらの取組を進めるために水道事業者などを支援するのが京都府の役割とされています。

三つの視点、府内水道事業者の八つの取組項目は、1. 安全性の保障、水源の管理、水質の管理の向上、水道未普及地域等の対応、2. 危機管理への対応、耐震化の計画・アセットマネジメント、応急給水体制・応急復旧体制、3. 持続性の確保、人材の育成・技術の継承、中長期的視点の経営、公民連携の推進となっています。

圏域では、京都府の北部5市2町、中部2市1町、南部1府8市7町1村の三つの圏域となっています。

計画策定後の具体的な取組ですが、和束町では笠置町、南山城村の2町1村で、法適用化に向けた事務、施設台帳整備事務などの業務委託を令和2年度から計画的に取り組んでいます。府内でも先進的な取組となっています。

京都グランドデザインでは、府域全域の計画ですので、和束町が直接関係する南部

圏域の取組スケジュールの概要を申し上げますと、25年後には南部圏域で15%の人口減少が見込まれ、府内最大の事業者である京都市や府営水道受水市町を中心に人口が集中している地域がある一方、人口減少が進む地域があり、相楽郡などは小規模な水道施設が点在しています。しかしながら、相楽東部広域連合や乙訓消防組合などの過年度からの広域行政を行ってきた経過もあり、水道事業においても取り入れられないかという検討が始まっています。和東町においても応急給水体制・応急復旧体制やアセットマネジメント、人材育成・技術継承などを町独自で行うことは多額の財源を要し、広域的な視野で取り組む事務だと考えています。現状、南部圏域では、広域化できることから検討するといった段階からの取組が動き出しています。

次に、広域化で具体的に何が変わり、どんなメリット、デメリットが考えられるのかについて答弁させていただきます。

広域化のメリットは、スケールメリットによる経費削減が得られます。また、広域事務などとなった場合、事務窓口が和東町役場だけではなく南部圏域事業所での事務手続ができるようになることも想定できます。

デメリットについては、取組当初でもあり、具体的事例が明確になっていませんが、水道事業の広域化も地方自治法第245条第4項の1、技術的な助言に基づき、国の通知の下、実施しているもので、デメリットの中で一番大きいと考えておりますのは、地方財政措置などに大きく影響することと想定しています。

最後に、③水道の在り方は住民にとって重要な問題。住民や議会への情報提供、丁寧な説明や意見聴取をについて答弁させていただきます。

水道の広域化については京都府全体の取組でもあり、まだ具体的施策を明確に説明できる状況でもなく、和東町独自でどんなようなことができるか、直接住民に関わる施策も見えていませんが、京都水道グランドデザインの改定時などにはパブリックコメントなどの機会もありますので、ご活用いただき、ご意見等を頂ければありがたいと思います。

以上、岡本議員からいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

岡本議員からの一般質問に答弁をいたします。

私からは、２．物価高騰対策について、（２）肥料価格への高騰への対策は、②活性化センターの取組も踏まえ、町としての自前の堆肥生産、販売・供給体制づくり等、将来的な方向性はどうかについてでございます。

化学肥料の原材料となるアンモニア、窒素、リン酸、塩化カリウムの価格が上昇し、肥料代の値上がりによる農業経営への影響は大きく、また、化学肥料の原料はほぼ輸入によって賄われております。ウクライナ情勢や肥料の需要が高まることにより、今後、肥料を安定して輸入できるかということさえも懸念されております。

そのような中、国において海外からの輸入を安定化していただく施策が重要ではございますが、それとともに、低利用、未利用の資源をリサイクルするなどにより有効利用していくことも大切と言われております。茶業や家庭から出る循環資源の堆肥化の取組は、強いては肥料の自給率を上げることにもつながり、また、SDGsの取組としても、世界や国の方向性と合致しております。本取組は活性化センターと町との間で茶源郷和東にぎわい創出プロジェクト事業といたしまして、その中で行っているものでもございます。

今後の取組内容といたしまして、茶業や家庭から出る食品循環資源の堆肥化と販売、完熟堆肥による野菜の栽培と販路形成、堆肥を活用した商品開発とされています。取組が進展した際、内外に参画者が増え、企業連携や都市・農村交流、さらにはアグリビジネスとして成立させていくためには、現状の施設では十分ではないという声も現場のほうから聞いておるところでございます。現状の堆肥舎で賄えなくなり、それに耐え得る資本整備が必要となってくるとおられます。取組を進めるに当たりまして、

今後そのような事柄に対して対応していかなければならないと感じております。しかしながら、財政面のこともございます。まずは、和東町活性化センター、和東町雇用促進協議会と事業の枠組みづくりを進め、支援の方法を検討してまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、これより、岡本議員の一般質問に答弁させていただきます。

私からは大きな2番、物価高騰対策についての（3）シルバー人材センターを早期に開設し、高齢者の雇用機会の創出をについてでございますが、これにつきましては、相楽東部未来づくりセンターで相楽東部3町村での設立を中心に準備・検討をさせていただいているところでございます。

令和2年9月には和東町と笠置町でのシルバー人材センターのニーズ調査を行い、令和4年3月に意識調査を実施、今、集計作業を相楽東部未来づくりセンターで行っているところであります。その結果を基に、組織の形態や運営方法、仕事の創出や人材の確保などを協議・検討し、できるだけ早い時期にお示しできればと考えているところでございますので、ご理解よろしくお願いたします。

以上、私から、岡本議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

それでは、再質問させていただきます。

物価高騰対策について2点ほど先にお聞きしたいと思うんですけども、いわゆる肥料価格への高騰の対策について、先ほど町長から問題意識等、答弁いただきました。

それで、今、京都府のほうはお聞きしますと、この府議会の5月補正でいわゆる有機肥料への転換に対する補助というものを一応予算化したということや、また、これは肥料ではありませんが、重油関係につきましても6月補正で省エネ機器への転換というものに対する補助をするということで聞いておるんですけども、いずれもこれは直接支援じゃないんですね。いわゆる何かしないと補助がないというようなことになっております。

ご存じのように、特にお茶農家につきましては、ここ3年ほど霜被害や、またコロナで大変経営が痛んでいるという状況の中でありますので、やはり今こういう緊急事態ということもある中で、直接支援という意味での事業が京都府においても、また、国においても必要だというふうに考えております。

先ほど町長も直接支援のほうもっていう話もありましたけども、やはりそれが大変大事だと思いますので、その辺、町長の直接支援をぜひ求めていただきたいということとで答弁いただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

これについては、国等に要望するとか、先ほども町村会で議論しながらと申しあげましたように、ほかの町村とも連携を取りながら考えていけるところはお願いをしていかなきゃなんなと思っております。

そして、先ほどもありますように、具体的にいろいろと直接というんですか、保険制度も含めながら、いろんな角度で取り組んできているところなんです。和東町にとっては何が一番そういった中で適しているか、これも検討し進めていくと、このように答弁で申しあげているところでございます。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○ 7 番（岡本正意君）

やはり現場のほうから、ぜひ、京都府等にも直接的な支援をぜひやってほしいということ声を上げていただきたいというふうに思います。

それと、先ほどシルバー人材センターについては今も検討をいただいているということですが、なぜ、この問題をここで取り上げたかという、物価高騰の中で収入自身がどんどん減っているということもある中で、糧を得ていくという意味での取組として今回取り上げています。まだ、アンケートの調査結果待ちということですが、大変長年の議論でもありますので、早急に開設いただきたいと、これは要望しておきたいと思います。

それと、最後のところの国保税、介護保険料の時限的な引下げについてですが、先ほど町長は、医療とか介護というのは物価高騰に左右されないと言われましたけど、そんなことはないと思うんですよ。実際に国保税も大変高いですし、介護保険料は府下で一番高いです。そういう中で周りがどんどん値上がりして行って、生活費が圧迫されているという中でいえば、やはり医療にかかるお金をどうしようか、介護にかかるお金をどうしようか、また保険料自身をどうやって納めようかということになってくるわけですね。ですから、その一部分の土台をちゃんと補填していくという意味でも、私はぜひ考えていただきたいと思うんです。

今回、決算見込みが出ておりますけども、国保税につきましては、例えば、平等割の免除をした場合に単純計算ですけども、仮に医療分 2 万 1,000 円を 7 2 3 世帯に減免した場合、1,500 万円かかります。しかし、決算見込みでは約 4,100 万円の黒字が出ているんですね。基金も含めて十分時限的な措置であれば私は可能だと思うんです。

介護保険料につきましても、令和 3 年度決算見込みで約 2,400 万円の黒字が出ております。令和 3 年度からの保険料値上げの影響額というのはおおよそ約 1,800 万円だったと思うんですね。それを考えましても、基準額 6,200 円のときの前

期の保険料水準ですね、時限的に戻したとしても十分対応できるというふうに思うんです。ですから、やはりこういう緊急事態ですから、そういった医療や介護を安心して受けていくという土台をつくっていく上でも、やはりそういった措置も考えるべきじゃないかと思うんですけども、その辺、町長いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

国民健康保険は住民にとりましても非常に身近な制度であります。それだけにこの制度については、法的にもいろいろ細かく安定維持するための拠出金もあります一つの保険制度でもありますし、そういうことで、この制度については制度上も細かな規定に基づいております。

今回、和東町の黒字とか基金とかいうようなお話でありますけども、確かに、今までは非常に厳しい状況であります。このコロナ禍の中こうしたことが出てきているというのは、単にこれはコロナで医療にかかっておられないのかなど。かかり控えたというようなところがあるんじゃないかと。これを見てどうこうということは私はできない。やっぱり私どもはそうじゃなしに、ここやというときには医療にはかかっただくと。日頃からかかりつけ医にご相談、健康第一に考えていただくと、こういうことであると思います。

総じて言うならば、今、岡本議員が言われますように、今回、部分的に見て、こうだからここはこうしようかというのはなかなか取り得ない。やっぱり安定して維持していこうと、こういうことを第一にしておりますので、国保の置かれている制度、そういったものにひとつご理解をいただきたいなと思っております。

ただ、今、言いますように、所得が下がってきますと減免制度というのが出てきます。保険料も所得によって4割軽減、6割軽減とか何割軽減というのがあるわけですから、その対応によった保険税になってくるわけですから、そういった制度上、フル

に利用して、そのときそのときの対応をしっかりとやってまいりたい、このように思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

ですから、時限的にと言っているんですね。今こういう緊急事態ですから、長い目で見て安定的にどうするかということはもちろん大事ですけども、こういう大変な緊急な事態ですから、1年分であったとしても時限的に引き下げたらどうですかということを行っているわけで、そこは緊急時にふさわしい対応を私は検討いただきたいなと思いますので、そこは強く要望しておきたいと思います。

次に、水道事業についてですけども、残り時間で伺いたいと思います。

今回の大幅値上げの痛みというのは、この間の急速な物価高騰も相まって極めて厳しいものがございます。先ほど町長は、値上げをコロナで先延ばししたとか、それからウクライナの戦争が起こったりとか、予期しなかった原油高騰がどうやって言われましたよね。3月の時点でそんなことないでしょう。もう既に戦争も起こってます。コロナだってずっと続いています。原油高騰は年末からずっと続いています。そういうことを無視して強行したっていうことですよね。ですから、やはりそういう説明もないままそこまで大きな負担を強いられた住民の皆さんに対する真摯な反省が必要だと私は思います。

その上で、情勢が不透明で生活のなりわいもこれまでになく大変であることを踏まえるならば、今回の一時的な基本料金免除だけでよしとせずに、やはり料金の再検討そのものを私は強く要望しておきたいというふうに思います。

その上で具体的な話で、先ほど値上げの直前月の関係ですけども、例えば、精華町などでは以前の値上げの際に、どうしてもまたぐ場合には、契約されている継続世帯については値上げ起点日を挟む最初の検針分は旧料金で計算していると。だから、要

は、和東の検針で奇数月の15日ですね。いわゆる中日ぐらいに検針されるんですよ。だから、どうしても3月15日ぐらいに検針して、次の検針で5月15日なんですよね。どうしても3月の半月分ぐらいは旧料金の時期になりますよね。そういったものをカバーしようと思ったら、そういった対応が必要じゃなかったですかって聞いているんですね。そういったことをしなかったということは行政のミスじゃないですか。いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

今のご質問ですけれども、料金の計算の仕方についてはいろいろあるとは私も知っております。今の具体事例の出た市町村につきましては1か月検針を行っておられるんで、前の月になっていると私は聞いております。

うちの場合は、2項で検針日から検針日、翌月検針月、その次の月という形で書いておりますので、それを準用したということでございます。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

今回の5月15日の検針で水道料金の値上げ幅というのは予想よりもすごく高かったような気がするんですよ。それはやはり今のそういったことと関係するんじゃないかと思っているんです。全てを全部新料金で網羅してしまっていて、結局3月までの料金で対応しなかったばかりに割高になっていると私は思っております。そういう点でも、はっきり言ってこれは行政としての怠慢ですから、ですから、そういった意味でも、そういうことがないように今からでもちゃんと検証して、そういった対応を私はしていただきたいと思っておりますので、そこは要望しておきたいというふうに思います。

次に、公営企業会計の移行についてですけれども、先ほどいろいろと言われましたけ

ども、結局、法的な根拠は何なんですか。結局、総務省の通知って言われましたよね。総務省の通知って法律ですか。違うじゃないですか。地方公営企業法ってありますよね。地方公営企業法の第2条にこの法律の適用を受ける企業の範囲というのがあるんですね。もう一回言いますけども、そこには簡易水道事業を除くって書いてあるんです。平成27年4月14日付の地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に関する取扱いについてという総務省が出している文書ですけども、その下の法の適用を受ける企業の範囲において対応するということから、同様のことが明記されております。これらの規定を踏まえれば、簡易水道事業が公営企業会計の適用を受ける法的根拠は全くないんじゃないかと思うんですね。にもかかわらず、なぜ、公営企業会計への移行が進められているのか、町はこれをどう理解して事務を進めているのか、法治国家なんだから、そういう法的根拠をちゃんと示していただきたいと思うんです。一遍の通知で法を曲げることはできないと思うんですね。ですから、総務省に対して確認するとか、法的根拠を確認すべきじゃないんですか。どうですか、課長。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

今のご質問です。確かに、総務省の総財公第10号の平成31年1月25日付の文書で私のほうは受け取っております。公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項ということで、この中に「本通知は地方自治法第245条の4第1項、技術的な助言に基づくものです」とはっきり書かれておりますので、企業会計のところには書いていませんが、これをもって留意してやりなさいということで指導を受けておりますので、その指導に合わせております。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○ 7 番（岡本正意君）

それは指導であって法律に基づくものじゃないですよ。法的には何の根拠もないということですよ。はっきり言って、私は総務省に「何に基づいてやっておられますか」と聞きました。聞いても何も答えられないですよ。だから、結局、そういう法を曲げてこういう公営企業会計への移行を進めているというのが現実じゃないですか。そういうことを町としてよしとして、ただ単に「はい、分かりました」というふうに言ってやっていると。こんなことでいいのかということを知っています。

それでですね、地方公営企業法第 3 条の規定されている、先ほど言いました経営の基本原則が本来の目的である公共の福祉を増進するように運営するというのは、水道法の目的である「清浄にして豊富・低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与する」ということですよ。ただ、単に安定的に経営しますということが公共の福祉じゃなくて、これをちゃんと達成することが公共の福祉です。ですから、そういう意味で、独立採算や経営財政をより強化される中で、豊富・低廉な水の供給はどう両立できるんですか。私は無理だと思います。そんなことは不可能だと思っています。

地方公営企業法で簡易水道事業が適用除外となっているのは、そもそも簡易水道は人口が少ない農山村などでの採用が多くて、財政基盤がもともと脆弱であるからだと思うんですね。本来の目的を果たそうと思ったら、無理な独立採算や経済性を求める企業会計の移行を強いるのではなくて、国が責任を持って水道事業を支えることこそ現実的なんですよ。町が本気で本来の目的を果たすっていう気があるんだったら、そういうことこそ国にちゃんと求めるべきじゃないんですか、町長。法も曲げて何の根拠もなく、要は、そういう採算性を求めるような企業会計に移行させるという国に対してただ単についていだけじゃなくて、そういうことこそちゃんと国に求めるべきじゃないんですか。町長、いかがですか。

○ 議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今、岡本議員が言われますように、低廉で健康的な用水を安定的に住民にお届けする、これは第一の問題です。そういう形をどう取るかは町村によって違うと思います。和東町の場合は、岡本議員もご案内のとおり、長く維持していただいている中では、和東町の水道というのは7水源、8水源でやっておりましたけども、これでは雨のときは濁ったりとか大変だということで統合しなきゃならない、統合戦略を立てて、さっき住民に説明できてないということだったんですけども、議会で十分議論もしてもらい、予算化し、統合戦略の下に進めてきているんですね。そういう中で進めてきました。

今、言われるように、国の直営というのは前提とはしていなかったことは事実です。地方自治でやっていこうと、その中で特別会計としてやってきました。その中で和東町の場合は特に過疎で、統合戦略に非常に投資経費がかかります。これはこの間の議会でもお願いしましたように、今、1億円の返済、最高1億5,000万円になる、こういう対策だからこそ国が高料金対策を取るわけなんです。

先ほど課長も言ったように、国の指導においては一つの指導だけじゃないですね。やっぱり広域でやるのが好ましいでしょうとか、いわゆる公営企業でやりなさい、そして将来も安定的な経営をきちっとやっていきなさいねと。これは独立採算の原則です。初めから、国に直営でやってもらうというのは関係なくして、町村の特別会計でやるという、その中で公営企業、だから、そういうことに将来取り組んでいくところが高料金対策の対象になりますよということも指導には入ってきているんじゃないかと思います。

私は話をすると、そういうこともよく耳にしております。だから、そういうことを考えていきますと、小さな町村ではいろんな制度を受けてやっていかなきゃなりません。和東町の先ほどの基本料の軽減も今回の値上げをしていただいたからこそ、この

軽減策が取れるんです。前のままでいきますと、今日、皆さん方にいろいろ見ていただいています次年度予算ですね、この予算において高料金はゼロになっております。だから、あのままでいくと高料金ゼロです。こうなってきますと和東町の中では2,000万円近くする国の交付金が入らないというのは非常に厳しいわけです。だから、苦渋の選択でお世話になりました。お世話になったからこそ今回こういった軽減策が取れました。だから、そういう意味においては、岡本議員はコアに物を考えて1つ1つご質問いただいておりますわけなんです、そういったもの一つに関連して物を考えていかないと何もならないんです。

だから、私どもは住民から信託を受けているときには、今、岡本議員が言われますように、低廉な水道水を健康的に、安定的に給水していくためにはどうしていくべきか、これを常に基本にこれからもやっていきたいと思っております。そして、その中で今日的な課題、制度、条例、法律、この辺のところも遵守しながら、そして申し上げるべきところは、先ほども言いましたように、小さな過疎地域の町村があったり、上水道でやっているところもありますが、簡易水道でやってる町村が連携して、こういった問題点、今、岡本議員が言われる問題点でもしあるとするなら、そういった問題点も共通にお互いに議論しながら、連帯して、町村会とかそういう組織、また和東町が今、簡易水道協議会というのを持っております、京都府の簡易水道協議会の役をさせていただいております。そういう意味で、今、言われたことは一方的やなしに、やっぱり国のほうにも直接要望もしてまいりたいと、このように思っております。

そういう意味において、考えていく方向と今やらなきゃならんこと、だから、国の施策になったらええやないかと言われて何も挙げへんかったらどうにもならない。だから、結局は今、許される範囲内でできる限りのことを取っているということでひとつご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○ 7 番（岡本正意君）

私は別に国の直営にしろとは言っておりません。国が責任を持って財政支援をすべきだと言っているんです。京都府だって簡易水道事業に1円も入ってないじゃないですか。京都府とのパイプをあれほど強調されているんだったら1円でも持ってきたらどうですか、京都府にね。実際に独立採算でやっていけるなんていうことは絶対無理なんですからね、町長もそんなことはお分かりでしょう。ですから、先ほど法を遵守してって言われるけども、総務省自身が法を曲げてるじゃないですか。何の根拠もなく、通知やそういうようなものでやりなさいということをはっといて、ただ単についていって、結局そういう目先の財源欲しさに経営をどんどん悪くしていくと、負担をどんどん上げていくということでもいいのかって言っているんです。その辺をちゃんと要望いただきたいなというふうに思うんです。

それで、広域化の関係の話をしませども、5月30日に南部圏域の府水道事業広域的連携等推進協議会がありましたね。令和4年度第1回幹事会が開催されました。そこで示されたグランドデザインの改定の概要を読みますと、例えば、経営指標から見える課題では、事業の基盤強化を図りつつ経営の健全化を保つには、料金改定は避けて通れないとして値上げを当然視しております。値上げ幅を少しでも抑制するために広域的な連携による改善を図る必要があるということで、広域化を誘導されております。しかも、それを裏づける事業経営の見通しでの検討条件に、一般会計支出金や補助金など見込まないとして無理な独立採算を前提にしたシミュレーションをされております。特に、京都市では府営水道エリアを除く圏域というのは、より厳しい経営が強いられるということが分かっているながら、京都府も国も必要な財政支援を行わない。広域化しか選択肢がないプランになっております。たとえ広域化しても値上げ幅を少し抑制する程度の効果見通ししか示されておられません。住民の命を守り、支える水道事業の見通しをこんな希望も感じられない中身でしか示していない広域化で町はそれでよしとしておられるんですか。こんな方針にほいほいと付いていかれるんで

すか。

馬場課長はその会議に出席されてますよね。そこで何も言わなかったんですか。

「はい、結構です」ということですか。私はこういったことを見過ごしてはあかんと  
思うんですよね。

さらに、料金改定の考え方というのも示されていて、算定期間は5年間として、5  
年ごとに料金改定を行うとしております。グランドデザインの起点年の令和5年度の  
5年後には料金改定があるっていうことですか。その後も5年ごとに料金改定が行わ  
れていくということですか。そういうことですか、課長。そうなのかどうなのかだけ  
聞かせてください。時間がありません。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

当然、担当課長は会議に出席しております。その中でも私も発言もさせていただ  
いております。そのことを踏まえてですけども、一応これは料金改定という見越しプラ  
ンとしてはそういう形で書かれています。もっともっと細かく読み込んでいただきま  
すと、もっといろんなことが書かれてまして、いろんな意味で各町村、特に今、言わ  
れたように、府営水道の受水市町と簡易水道的な上水道市町は確実に南部圏域で分か  
れますので、その中は難しい部分があるということで、その会議の中では他の町村か  
らもご意見が出たのは事実です。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

あれは私も大分読みましたけども、はっきり言って何の希望も感じないプランです  
ね。広域化したって料金だけどんどん上がっていく。いずれにしても、このような重  
大な中身を京都府と町だけのやり取りだけで決めることって絶対許されないと思うん

ですね。まずは5月の協議会の中身を町の責任で住民にも議会にも開示して説明を行って、意見を聞くべきじゃないんですか。スケジュールを見ていると7月から9月に重要な会議もありますね。10月から12月には中間案出されて、知事や市長の会議も設定されております。これに合わせて議会の報告や意見聴取、住民への公開を行うべきではないですか。

先ほど課長が、まだ何も決まってないからパブリックコメントで話したらいいん違いますかみたいな話をしてましたけど、この水道というのは経過も含めてちゃんと住民に知らせて意見を聞くっていうぐらいのもんでしょう。ですから、そういったライフラインの在り方や方向性を町自身も議会や住民にしっかり説明する責任があるというふうに思います。町長の責任でそれは必ずやっていただきたいというふうに思うんですね。今、出ているような資料を議会にもちゃんと提供する。住民にも見えるようにちゃんと資料を提供する。意見を聞く機会をちゃんと持つておく。会議があるたびにそういうことをちゃんとする。それぐらいはちゃんとやっていただいて、ガラス張りの中で在り方を検討できるようにしていただきたいと思いますけども、そこは町長の責任でできますよね。町長は住民とともに歩むんでしょう。大事な問題ですから、それをやりますということで答弁いただきたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。簡潔に。

○町長（堀 忠雄君）

こうしたことは従来からいろいろとやっております。やってないじゃなしにやっております。やはり議会の皆さん方にも説明し、そして条例・規則の改正も見ております。

○議長（岡田泰正君）

岡本正意議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午後 2 時 4 0 分まで休憩いたします。

休憩（午後 2 時 3 0 分～午後 2 時 4 0 分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 6、承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 3 年度和東町一般会計補正予算（第 9 号専決）」、承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 3 年度和東町湯船財産区特別会計補正予算（第 1 号専決）」、承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 3 年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号専決）」、承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 3 年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号専決）」、承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 3 年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号専決）」、承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 3 年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 5 号専決）」、承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 3 年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号専決）」、以上 7 件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

承認第 4 号から承認第 10 号の提案理由を申し上げます。

承認第 4 号 令和 3 年度和東町一般会計補正予算（第 9 号専決）は、地方債の同意額及び国・府支出金の決定等に伴い、

承認第 5 号 令和 3 年度和東町湯船財産区特別会計補正予算（第 1 号専決）は、財政調整基金繰入金の決定等に伴い、

承認第 6 号 令和 3 年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号専決）は、事業勘定において、保険給付費及び府支出金の決定等により、直営診

療施設勘定において、診療収入の決定等に伴い、

承認第 7 号 令和 3 年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号専決）は、  
使用料、一般会計繰入金、基金繰入金の決定等に伴い、

承認第 8 号 令和 3 年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号専決）は、  
分担金並びに一般会計繰入金の決定等に伴い、

承認第 9 号 令和 3 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 5 号専決）は、保  
険事業勘定において、介護給付費等に係る国庫支出金の決定等により、  
介護サービス事業勘定において、一般会計繰入金の決定等により、

承認第 10 号 令和 3 年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号専決）  
は、一般会計繰入金の決定等に伴い、

それぞれ予算補正をする必要が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する  
時間的余裕がないことから、専決処分させていただいた次第でございます。よろしく  
ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうからは議案の説明をさせていただきます。

議案のほうをよろしく願いいたします。

承認第 4 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同  
条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 15 日 提出

和束町長 堀 忠雄

1 枚おめくりください。

## 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和4年3月31日

和東町長 堀 忠雄

1. 専決事項 令和3年度和東町一般会計補正予算（第9号専決）
2. 専決理由 地方債の同意額及び国・府支出金の決定等に伴い、予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和3年度和東町一般会計補正予算（第9号専決）

令和3年度和東町一般会計補正予算（第9号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,720万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億6,250万円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年3月31日専決

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

1 款町税、3億4,447万8,000円、△116万3,000円、3億4,331万5,000円。

2 款地方譲与税、3,260万6,000円、286万3,000円、3,546万9,000円。

3 款利子割交付金、32万4,000円、△1,000円、32万3,000円。

4 款配当割交付金、256万7,000円、54万8,000円、311万5,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、146万4,000円、213万5,000円、359万9,000円。

6 款法人事業税交付金、171万1,000円、63万7,000円、234万8,000円。

7 款地方消費税交付金、7,903万7,000円、△30万円、7,873万7,000円。

8 款ゴルフ場利用税交付金、1,210万9,000円、20万7,000円、1,231万6,000円。

9 款環境性能割交付金、347万4,000円、11万7,000円、359万1,000円。

10 款地方特例交付金、436万5,000円、126万3,000円、562万8,000円。

11 款地方交付税、17億3,803万6,000円、2億5,068万7,000円、19億8,872万3,000円。

12 款交通安全対策特別交付金、20万円、△20万円、0円。

13 款分担金及び負担金、7,325万1,000円、△41万4,000円、7,283万7,000円。

14 款使用料及び手数料、2,871万4,000円、16万円、2,887万4,000円。

15 款国庫支出金、5億8,826万円、△1,049万3,000円、5億7,77

6万7,000円。

16款府支出金、1億7,338万5,000円、1,184万8,000円、1億8,523万3,000円。

18款寄付金、113万1,000円、2万1,000円、115万2,000円。

19款繰入金、7,358万1,000円、△2,183万9,000円、5,174万2,000円。

21款諸収入、3,436万5,000円、△267万6,000円、3,168万9,000円。

22款町債、3億9,890万円、△620万円、3億9,270万円。

歳入合計、36億3,530万円、2億2,720万円、38億6,250万円でございます。

1枚おめくりください。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

1款議会費、5,309万4,000円、△113万2,000円、5,196万2,000円。

2款総務費、5億6,753万4,000円、2億540万2,000円、7億7,293万6,000円。

3款民生費、9億1,501万6,000円、1億2,227万円、10億3,728万6,000円。

4款衛生費、5億3,306万4,000円、△4,624万9,000円、4億8,681万5,000円。

5款農林業費、1億2,513万2,000円、△236万5,000円、1億2,276万7,000円。

6款商工費、1億1,504万6,000円、△406万3,000円、1億1,09

8万3,000円。

7款土木費、5億2,616万1,000円、△442万9,000円、5億2,173万2,000円。

8款消防費、2億509万1,000円、△2,089万3,000円、1億8,419万8,000円。

9款教育費、2億1,142万6,000円、△1,540万円、1億9,602万6,000円。

10款災害復旧費、1,576万2,000円、△259万5,000円、1,316万7,000円。

11款公債費、3億656万4,000円、△334万6,000円、3億5,721万8,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

1枚おめくりください。

第2表 地方債補正でございます。

1. 変更ということで、起債の目的、補正前限度額、起債の方法、利率、償還の方法、補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に説明申し上げます。

和東保育園改修事業（過疎対策）、4,240万円、証書借入れ又は証券発行、年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

4,690万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同様でございますので、省略をさせていただきます。

以降につきましては、補正前の限度額、補正後の限度額の順に説明いたします。

和東保育園耐震事業（緊急防災・減災事業）、1,310万円、670万円。

祝橋整備事業（過疎対策）、1億3,260万円、1億3,180万円。

河川護岸整備事業（緊急自然災害防止対策）、800万円、520万円。

防火水槽設置事業（緊急防災・減災事業）、260万円、340万円。

災害復旧事業、340万円、190万円。

補正前の限度額の計が2億210万円、補正後の限度額が1億9,590万円でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和3年度和東町一般会計補正予算（第9号専決）、資料No.4に基づきまして説明を続けさせていただきます。

1ページから4ページにつきましては総括ということで議案書と重複しますので、省略をさせていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

なお、主なものの説明とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

1款町税、2項固定資産税、1目固定資産税、補正額△201万8,000円。これにつきましては、2節滞納繰越分ということで減額をさせていただきます。

続いて、2款地方譲与税、5項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税、補正額が215万7,000円、1節森林環境譲与税の増額でございます。

7ページ、8ページをお願いいたします。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、補正額213万5,000円でございます。こちらにつきましては、1節株式等譲渡所得割交付金の増によるものでございます。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額が2億5,068万7,000円でございます。1節地方交付税で、そのうち普通交付税で2億1,742万円の増、特別交付税で3,326万7,000円の増額をさせていただいております。

少し飛ばさせていただきまして、11ページ、12ページをお願いいたします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額が△272万2,000円でございます。こちらにつきましては、1節総務管理費補助金ということで、主なものにつきましては、個人番号カード交付事務費補助金△90万円、また地方創生推進交付金（茶源郷わくわく農業体験事業）ほかということで、地方創生推進交付金で計117万3,000円の減額をさせていただいております。

13ページ、14ページをお願いいたします。

同款、同項、6目消防費国庫補助金です。補正額が△414万4,000円、1節消防費国庫補助金で、主なものにつきましては、新型コロナ対応地方創生臨時交付金（コロナ検査費用助成金）△360万円でございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。

16款府支出金、2項府補助金、1目総務費府補助金、補正額が968万6,000円。これにつきましては1節総務管理費補助金で、主なものにつきましては、きょうと連携交付金（移住定住促進事業）で△140万7,000円、また、同じく、きょうと連携交付金ですが、茶源郷まつりほか増額分として781万円を計上させていただいております。

併せまして、51節戸籍住民登録費補助金で増額の307万3,000円、こちらもきょうと連携交付金（戸籍クラウド）事業で増額をさせていただいております。

同款、同項、2目民生費府補助金で補正額が△233万7,000円でございます。1節社会福祉費補助金で、主なものにつきましては、老人医療給付△83万4,000円、重度心身障害老人健康管理事業費補助金△113万9,000円、福祉医療給付（障害者）事業分で△80万8,000円でございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

同款、同項、4目農林業費府補助金で、補正額が増額のほうでございますが、649万9,000円。主なものにつきましては、1節農業費補助金ということで、きょう

うと連携交付金、これにつきましては凍霜被害茶園対策事業588万6,000円の増額分でございます。

同款、同項、5目商工費府補助金、補正額が△207万3,000円、1節商工費補助金で、主なものにつきましては、きょうと連携交付金（ワールドマスターズゲームズ推進事業）（マウンテンバイク活用促進事業）（お茶の駅構想）等で減額となっております。

19ページ、20ページをお願いいたします。

同款、3項委託金、1目総務費委託金で△251万円でございます。主なものにつきましては、3節選挙費委託金、京都府知事選挙委託金で△89万7,000円、衆議院議員総選挙委託金で△衆議院議員181万5,000円が主な内容でございます。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金、補正額△2,101万3,000円、1節財政調整基金繰入金を減額させていただいております。

次に、21ページ、22ページでございます。

21款諸収入、4項雑入、1目雑入、補正額が△280万5,000円。主なものにつきましては、1節消防団員等退職報償金受入金△342万6,000円、このうち退職報償金で322万6,000円の減額をさせていただいております。

23ページ、24ページをお願いいたします。

22款町債、1項町債、2目民生債で、補正額が△190万円でございます。主なものにつきましては2節児童福祉債ということで、過疎対策事業債（保育園改修事業）につきましては450万円の増、緊急防災・減災事業債（保育園耐震事業）で△640万円となっております。

同款、同項、6目土木債で、補正額が△360万円。主なものにつきましては、2節河川債△280万円、緊急自然災害防止対策事業債（河川護岸整備事業）の分でございます。

25ページ、26ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましても、主なものの説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で、△2,556万6,000円でございます。主な減額につきましては職員人件費の減額で710万4,000円、また10節需用費でございますが、212万9,000円の減額、このうち消耗品で△79万円、修繕費で△108万1,000円でございます。

めくっていただきまして、27ページ、28ページでございますが、一般管理費の関係でいいますと、17節備品購入費△790万2,000円。主なものにつきましては、総合行政情報ネットワーク機器△767万9,000円、18節負担金補助及び交付金で△408万3,000円、こちらにつきましては、相楽東部広域連合負担金△375万7,000円が主なものでございます。

同款、同項、2目企画費でございます。補正額△1,409万1,000円。主なものにつきましては、会計年度任用職員の報酬の減、また29ページ、30ページでございますが、12節委託料△171万円、こちらにつきましては、地域おこし協力隊まちづくり事業委託料。また18節負担金補助及び交付金で△1,008万9,000円。主な内容につきましては、和東町地域力推進協議会負担金△180万6,000円、茶源郷まつり補助金△187万円、移住促進住宅整備事業補助金△258万9,000円、子育て・三世代同居等応援住宅総合支援補助金△249万4,000円でございます。

同款、同項、3目文書広報費で、補正額が△397万3,000円でございます。会計年度任用職員・一般職員の給与部分でございますが、合計で△183万2,000円、また12節の委託料で△171万8,000円。こちらにつきましては、茶源郷行政情報配信システム保守業務委託料△146万9,000円が主なものでございます。

31ページ、32ページをお願いいたします。

同款、同項、7目財産管理費、補正額2億6,153万円。主なものにつきましては、24節積立金2億6,155万円で、このうち財政調整基金積立金2,155万円、減債基金積立金2億4,000万円を計上させていただいております。

続きまして、33ページ、34ページでございます。

同款、2項徴税費、1目税務総務費で、補正額が△243万3,000円でございます。主な内容につきましては18節負担金補助及び交付金で、京都地方税機構負担金△212万7,000円を計上させていただいております。

35ページ、36ページをお願いいたします。

同款、3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費で△216万1,000円を計上させていただいております。主なものにつきましては職員人件費、また13節使用料及び手数料ということで、コンビニ交付利用料△72万1,000円を計上させていただいております。

37ページ、38ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額1億4,938万2,000円でございます。主なものでございますが、39ページ、40ページでございます。19節扶助費で△989万9,000円、このうち福祉医療（障害者）事業分で△163万円、重度心身障害老人健康管理△227万円、障害者自立支援事業で△324万3,000円、自立支援医療給付で△208万6,000円、また、24節積立金でございますが、こちらにつきましては、地域福祉基金積立金1億6,000万円を計上させていただいております。また、27節繰出金でございますが、319万4,000円の増額、こちらについては国保基盤安定等繰出金でございます。

同款、同項、3目老人福祉費、補正額が△1,296万円。主なものにつきましては、19節扶助費△203万円、老人医療事業でございます。

めくっていただきまして、41ページ、42ページでございますが、27節繰出金

で△948万円、主なものにつきましては、介護保険事業勘定繰出金△778万5,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金△131万1,000円が主な内容でございます。

43ページ、44ページをお願いいたします。

同款、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額が△437万1,000円。主なものにつきましては、18節負担金補助及び交付金△272万1,000円、このうち低所得子育て世帯生活支援特別給付金で△90万円、新生児応援特別給付金で△50万円、子育て世帯への臨時特別給付金（先行給付金）分で△80万円が主な内容でございます。また、19節扶助費で△120万円、主なものにつきましては、子育て支援医療（京都府）分が△91万円でございます。

同款、同項、3目保育所費で補正額が△793万5,000円。主な内容につきましては、1節報酬、こちらにつきましては会計年度任用職員△344万7,000円、また14節工事請負費でございますが、東保育園・いきいきこども館改修工事△177万8,000円、17節備品購入費で△151万2,000円、このうち主な内容が、保育園給食設備備品△136万2,000円でございます。

45ページ、46ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額が△323万7,000円。主な内容につきましては、会計年度任用職員の報酬部分で△52万円、また負担金補助及び交付金で△70万9,000円。こちらにつきましては、相楽郡広域事務組合分担金（休日応急診療所）分が減額の70万4,000円でございます。また、19節扶助費では△138万円を、こちらにつきましては、未熟児養育医療給付分で減額をさせていただいております。

同款、同項、2目予防費で△759万1,000円。主な内訳でございますが、7節報償費△216万1,000円、そのうちコロナワクチン接種等謝金△207万4,000円が主な内容でございます。

47ページ、48ページでございますが、予防費のうち12節委託料△261万8,000円、こちらのところで予防接種等委託料△200万円が主なものでございます。

49ページ、50ページをお願いいたします。

4款衛生費、2項清掃費、1目じん芥処理費、補正額△1,901万4,000円でございます。主なものにつきましては、18節負担金補助及び交付金、相楽東部広域連合負担金△1,867万7,000円でございます。

同款、同項、2目し尿処理費、△700万5,000円。主なものにつきましては、18節負担金補助及び交付金△691万3,000円、このうち相楽郡広域事務組合分担金で△356万2,000円、合併処理浄化槽設置整備事業補助金で△289万8,000円を計上させていただいております。

51ページ、52ページをお願いいたします。

5款農林業費、2項林業費、2目林業振興費で、補正額が192万6,000円でございます。主な内容でございますが、24節積立金ということで、豊かな森を育てる基金積立金215万8,000円を計上させていただいております。

53ページ、54ページをお願いします。

6款商工費、1項商工費、1目商工振興費、補正額△233万4,000円。主なものでございますが、18節負担金補助及び交付金で△231万5,000円を、このうち茶源郷和東生活応援商品券補助金△56万8,000円、事業者支援給付金△105万円が主な内容でございます。

続きまして、少しページが飛びますが、57ページ、58ページをお願いいたします。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費で、補正額が減額の722万6,000円でございます。こちらにつきましては、18節負担金補助及び交付金、相楽中部消防組合負担金の減額でございます。

同款、同項、2目非常備消防費で、補正額が△612万1,000円。主なもので

ございますが、7節報償費で△349万円、このうち退職報償金で△322万6,000円を、また10節需用費でございますが、消耗品等で107万6,000円の減額を計上しております。

同款、同項、3目消防施設費で、補正額が△241万1,000円。こちらにつきましては、14節工事請負費の減額が主な内容でございます。

59ページ、60ページをお願いいたします。

同款、同項、5目災害対策費で補正額が△512万5,000円。主なものにつきましては、18節負担金補助及び交付金で△471万円、このうち木造住宅耐震改修事業補助金で△97万5,000円を、新型コロナウイルス検査費用助成金で△360万円を計上させていただいております。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費で、△1,540万円の補正額でございます。18節負担金補助及び交付金で相楽東部広域連合負担金の減額を計上させていただいております。

61ページ、62ページをお願いいたします。

11款公債費、1項公債費、2目利子で、△287万7,000円を。こちらにつきましては、主な内容でございますが、町債償還利子の△237万9,000円を計上させていただいております。

63ページ以降につきましては給与費明細を載せておりますので、お目通しのほうをよろしくをお願いいたします。

議案書に戻っていただきまして、続きまして、承認第5号でございます。

承認第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月15日提出

和 東 町 長 堀 忠 雄

1 枚おめくりください。

### 専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 4 年 3 月 31 日

和東町長 堀 忠雄

1. 専決事項 令和 3 年度和東町湯船財産区特別会計補正予算（第 1 号専決）
2. 専決理由 財政調整基金繰入金の決定等に伴い、予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 3 年度和東町湯船財産区特別会計補正予算（第 1 号専決）

令和 3 年度和東町湯船財産区特別会計補正予算（第 1 号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 370 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 110 万円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 3 月 31 日専決

和東町長 堀 忠雄

1 枚おめくりください。

第 1 表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

1 款財産収入、1,000 円、21 万 5,000 円、21 万 6,000 円。

3 款繰入金、405 万円、△375 万円、30 万円。

4 款繰越金、50 万円、△16 万 4,000 円、33 万 6,000 円。

5 款諸収入、24 万 9,000 円、△1,000 円、24 万 8,000 円。

歳入合計、480 万円、370 万円、110 万円。

おめくりください。

続きまして、歳出でございます。

こちらにつきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

1 款管理会費、14 万 8,000 円、△13 万 3,000 円、1 万 5,000 円。

2 款総務費、44 万 2,000 円、△35 万 7,000 円、8 万 5,000 円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和 3 年度和東町湯船財産区特別会計補正予算（第 1 号専決）、No. 5 の資料に基づき説明を続けさせていただきます。

1 ページから 4 ページにつきましては総括ということで議案書と重複しますので、5 ページ、6 ページから説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、こちらにつきましても主なものの内容ということでよろしく願いいたします。

3 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、補正額△375 万円、1 節財政調整基金繰入金の減額を計上させていただいております。

7 ページ、8 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございますが、こちらにつきましても主な内容ということで、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費で、補正額が△29 万 1,000 円でございます。こちらにつきましては、主な内容でございますが、職員人件費の△23 万 1 万円、こちらにつきましては令和 4 年 3 月 31 日で職員が退職しましたので、その分が不要になったということで減額をさせていただいております。

同款、同項、2目財産管理費で、補正額が△58万6,000円。こちらにつきましては、主なものが12節委託料△53万6,000円、山林保育委託料の減でございます。

9ページ以降につきましては給与費明細を載せておりますので、後ほどお目通しのほうをよろしくお願いいたします。

なお、これ以外の特別会計につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

それでは、私のほうから、承認第6号 令和3年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第3号専決）につきましてご説明を申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

承認第6号

#### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月15日提出

和束町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

#### 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和4年3月31日

和束町長 堀 忠雄

1. 専決事項 令和3年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第3号専決）

2. 専決理由 事業勘定において保険給付費並びに府支出金等の減額、直営診療施設勘定において診療収入の決定等に伴い予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和3年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第3号専決）

令和3年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第3号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,430万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,780万円とし、直営診療施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,310万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,900万円とする。

- 2 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月31日専決

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順にご説明申し上げます。

1 款国民健康保険税、9,823万6,000円、△358万1,000円、9,465万5,000円。

2 款使用料及び手数料、10万円、△4万円、6万円。

3 款国庫支出金、1 5 万 1, 0 0 0 円、2 4 万 3, 0 0 0 円、3 9 万 4, 0 0 0 円。

4 款府支出金、4 億 6, 5 8 3 万 8, 0 0 0 円、△ 4, 8 7 2 万 6, 0 0 0 円、4 億 1, 7 1 1 万 2, 0 0 0 円。

6 款繰入金、4, 6 4 2 万円、△ 3 0 9 万円、4, 3 3 3 万円。

8 款諸収入、4 0 万 4, 0 0 0 円、8 9 万 4, 0 0 0 円、1 2 9 万 8, 0 0 0 円。

歳入合計、6 億 1, 2 1 0 万円、△ 5, 4 3 0 万円、5 億 5, 7 8 0 万円でございます。

1 枚おめくりください。

続きまして、歳出でございます。

こちらにつきましても、款、補正前の額、補正額、計の順にご説明申し上げます。

1 款総務費、3 2 6 万 9, 0 0 0 円、△ 3 8 万 5, 0 0 0 円、2 8 8 万 4, 0 0 0 円。

2 款保険給付費、4 億 4, 3 0 2 万 5, 0 0 0 円、△ 5, 1 3 8 万 3, 0 0 0 円、3 億 9, 1 6 4 万 2, 0 0 0 円。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 億 4, 7 5 3 万 2, 0 0 0 円、△ 2 万 2, 0 0 0 円、1 億 4, 7 5 1 万円。

6 款保健事業費、1, 2 0 0 万円、△ 2 3 6 万 7, 0 0 0 円、9 6 3 万 3, 0 0 0 円。

8 款公債費、3 万円、△ 3 万円、0 円でございます。

9 款諸支出金、1 2 4 万 2, 0 0 0 円、△ 1 1 万 3, 0 0 0 円、1 1 2 万 9, 0 0 0 円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和 3 年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号専決）、（事業勘定）、資料 No. 6 により説明を続けさせていただきます。

なお、1 ページから 4 ページの総括は議案書と重複しますので、説明を省略させていただきます。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

なお、補正の内容につきましては、主なもののみ説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、補正額が△358万1,000円でございます。主なものといたしまして、4 節医療給付費分滞納繰越分として△310万3,000円でございます。

4 款府支出金、2 項府補助金、1 目保険給付費等交付金、補正額が△4,872万6,000円でございます。主なものとして、1 節普通交付金として△5,019万1,000円でございます。

6 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、補正額が△628万4,000円、1 節財政調整基金繰入金として同額でございます。

6 款繰入金、2 項一般会計繰入金、1 目保険基盤安定繰入金、保険税軽減分でございます。補正額として305万5,000円でございます。

同款、同項、5 目財政安定化支援事業繰入金、補正額が371万3,000円でございます。

9 ページ、10 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出の説明を続けさせていただきます。歳出につきましても主なものみの説明とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、補正額として△3,400万円、18 節負担金補助及び交付金として同額の減額でございます。

2 款保険給付費、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、補正額が△1,592万6,000円でございます。

次に、13 ページ、14 ページをお願いいたします。

6 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目疾病予防費、補正額が△160万5,000

0円でございます。主なものといたしまして、12節委託料の人間ドック検査委託料△117万5,000円でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、直営診療施設勘定につきましては診療所の事務長と説明を交代させていただきます。

○議長（岡田泰正君）

診療所事務長。

○診療所事務長（細井隆則君）

それでは、続きまして私のほうから、令和3年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第3号専決）の直営診療施設勘定についてご説明申し上げます。

専決処分書等につきましては先ほど税住民課長から朗読説明がありましたので、第1表 歳入歳出予算補正から説明させていただきたいと思います。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

1款診療収入、5,676万円、△1,455万2,000円、4,220万8,000円。

2款使用料及び手数料、37万円、△10万8,000円、26万2,000円。

4款府支出金、0円、3万円、3万円。

5款繰越金、97万5,000円、245万5,000円、343万円。

6款繰入金、3,653万5,000円、△24万4,000円、3,629万1,000円。

8款諸収入、745万9,000円、△68万1,000円、677万8,000円。

歳入合計でございます。1億210万円、△1,310万円、8,900万円。

1枚おめくりいただきまして、歳出でございます。

歳出につきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

1款総務費、7,273万1,000円、△781万円、6,492万1,000円。

2款医業費、2,915万6,000円、△529万円、2,386万6,000円。

歳出合計は歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料No.6、予算に関する説明書によりましてご説明申し上げます。

なお、1ページから4ページの総括は議案書と重複しますので、説明を省略させていただきます。

5ページ、6ページをお開きください。

歳入歳出とも説明は主なもののみとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、歳入でございます。

1款診療収入、2項外来収入、1目国民健康保険診療収入、補正額△256万4,000円、現年度分でございます。

同款、同項、2目社会保険診療収入、△120万2,000円。こちらにつきましても現年度分でございます。

同款、同項、4目一部負担金収入、△190万8,000円。こちらも現年度分でございます。

一つ飛ばしまして、同款、同項、7目後期高齢者医療保険診療報酬収入、△877万5,000円。こちらにつきましても現年度分でございます。

8款諸収入、2項受託収入、1目検診等受託収入、補正額△60万1,000円、1節検診等受託収入で60万1,000円の減額でございます。

めくっていただきまして、歳出でございます。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額△770万6,000円でございます。主なものといたしましては、3節職員手当等で390万5,000円の

減額、主に人件費の減額となっております。また、12節委託料として158万1,000円の減額でございます。委託料の減額の主なものといたしましては、診療所医師派遣業務委託料として145万2,000円の減額となっております。

2款医業費、1項医業費、2目医療用消耗器材費、補正額△129万円。主なものといたしましては、13節使用料及び賃借料で110万1,000円の減額となっております。

また、同款、同項、3目医薬品衛生材料費で補正額400万円の減額、10節需用費、医療材料費として400万円の減でございます。

なお、9ページ以降に給与費明細を添付しておりますので、またお目通しいただければと思います。

以上で、令和3年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第3号専決）の説明とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうから、承認第7号、第8号について説明させていただきます。

議案書をおめくりください。

承認第7号

#### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月15日提出

和束町長 堀 忠雄

おめくりください。

## 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和4年3月31日

和束町長 堀 忠雄

1. 専決事項 令和3年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号専決）
2. 専決理由 使用料、一般会計繰入金、基金繰入金、委託料及び工事請負費の変更に伴い、予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和3年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号専決）

令和3年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ970万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,400万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月31日専決

和束町長 堀 忠雄

おめくりください。第1表 歳入歳出予算補正でございます。

同様、款、補正前の額、補正額、計でご説明させていただきます。

1 款使用料及び手数料、7,795万8,000円、△50万4,000円、7,745万4,000円。

2 款分担金及び負担金、1,776万3,000円、8万2,000円、1,784万5,000円。

6 款繰入金、7,848 万円、△953 万2,000 円、6,894 万8,000 円。

8 款諸収入、701 万9,000 円、25 万4,000 円、727 万3,000 円。

歳入合計、1 億9,370 万円、△970 万円、1 億8,400 万円。

おめくりください。歳出でございます。

1 款総務費、6,972 万9,000 円、△922 万円、6,050 万9,000 円。

2 款施設費、2,044 万円、△47 万円、1,997 万円。

3 款公債費、1 億253 万円、△1 万円、1 億252 万円。

歳出合計につきましては歳入合計と同額となっています。

それでは、予算に関する説明書、資料 No. 7、簡易水道事業特別会計予算をお開きください。

これも同様、総括となっておりますので、5 ページから説明させていただきます。

主なもののみの説明とさせていただきます。

6 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目減債基金繰入金、補正額△955 万5,000 円を行っております。

おめくりください。歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額922 万円。主なものとして、10 節需用費、修繕費の△138 万7,000 円、12 節委託料△651 万4,000 円の主なものとして、水道施設台帳システム構築業務委託483 万円でございます。

次のページからは給与費明細等を添付しておりますので、後ほどお目通しのほうをよろしく願いたします。

続きまして、承認第8号の説明をさせていただきます。

議案書をおめくりください。

承認第8号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月15日提出

和束町長 堀 忠雄

おめくりください。

#### 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和4年3月31日

和束町長 堀 忠雄

1. 専決事項 令和3年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第4号専決）
2. 専決理由 分担金並びに一般会計繰入金等の変更に伴い、予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

#### 令和3年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第4号専決）

令和3年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第4号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ700万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,080万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年3月31日専決

1枚おめくりください。

第1表 歳入からご説明させていただきます。

こちらも同様、款、補正前の額、補正額、計で説明させていただきます。

1款分担金及び負担金、2,210万円、△2万9,000円、2,207万1,000円。

2款使用料及び手数料、3,011万7,000円、31万9,000円、3,043万6,000円。

5款繰入金、1億5,217万9,000円、△736万8,000円、1億4,481万1,000円。

6款繰越金、200万円、18万2,000円、218万2,000円。

7款諸収入、4,000円、△4,000円、0円。

8款町債、5,590万円、△10万円、5,580万円。

歳入合計、2億6,780万円、△700万円、2億6,080万円。

おめくりください。歳出でございます。

1款総務費、2,846万9,000円、△425万4,000円、2,421万5,000円。

2款管理費、6,885万2,000円、△274万6,000円、6,610万6,000円。

歳出合計につきましては歳入合計と同額となっております。

おめくりください。

第2表 地方債の補正でございます。

#### 1. 変更

起債の目的：下水道事業（資本費平準化債）、限度額4,830万円、起債の方法：証書借入れ又は証券発行、利率：年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借

り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)、償還の方法：政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。補正後：限度額4,820万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同額でございます。

それでは、予算に関する説明書 令和3年度下水道事業特別会計補正予算(第4号専決)、資料No.8をお開きください。

こちらにも主なもののみ、5ページ、6ページからご説明させていただきます。

まず、歳入でございます。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、△736万8,000円。一般会計からの繰入金で、減額でございます。

おめくりいただきまして、8款町債、1項町債、1目下水道事業債の△10万円、資本費平準化債の減額でございます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額△425万4,000円。主なものとしましては、12節委託料、下水道事業ストックマネジメント設計業務委託料△100万円でございます。26節消費税△209万8,000円。

2款管理費、1項施設管理費、1目処理場管理費、△113万円。主なものとして、12節委託料で、汚泥処理・運搬委託料△43万6,000円。

同款、同項、2目管渠管理費、△161万6,000円。主なものとして、14節工事請負費で△88万7,000円でございます。

以上、下水道事業につきましの専決処分の説明とさせていただきます。

○議長(岡田泰正君)

会議の途中ですが、ただいまから午後4時05分まで休憩します。

休憩（午後 3 時 5 4 分～午後 4 時 0 5 分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き会議を開き、説明を続けます。

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私からは、承認第 9 号 令和 3 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 5 号専決）を説明させていただきます。

議案書をよろしくお願いたします。

承認第 9 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 1 5 日 提出

和束町長 堀 忠雄

1 枚おめくりください。

専決処分書でございます。

専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 4 年 3 月 3 1 日

和束町長 堀 忠雄

1. 専決事項 令和 3 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 5 号専決）

2. 専決理由 令和 3 年度介護給付費等に係る国庫支出金等の確定に伴い予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和3年度和束町介護保険特別会計補正予算（第5号専決）

令和3年度和束町介護保険特別会計補正予算（第5号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,030

0万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億920円とし、

介護サービス事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30

万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ697万円とする。

2 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及

び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入

歳出予算補正」による。

令和4年3月31日専決

和束町長 堀 忠雄

1枚おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1 款保険料、1億4,101万円、△263万7,000円、1億3,837万3,000円。

2 款使用料及び手数料、1,000円、△1,000円、0円。

3 款国庫支出金、1億7,307万5,000円、12万8,000円、1億7,320万3,000円。

7 款繰入金、1億608万円、△778万6,000円、9,829万4,000円。

8 款諸収入、5,000円、△4,000円、1,000円。

歳入合計、7億1,950万円、△1,030万円、7億920万円。

おめくりいただきまして、歳出でございます。歳出も同様の説明とさせていただきます

ます。

1 款総務費、7 1 8 万 7, 0 0 0 円、△ 1 6 9 万 8, 0 0 0 円、5 4 8 万 9, 0 0 0 円。

2 款保険給付費、6 億 6, 2 2 4 万 3, 0 0 0 円、△ 1, 9 2 2 万 6, 0 0 0 円、6 億 4, 3 0 1 万 7, 0 0 0 円。

4 款地域支援事業費、3, 3 2 9 万円、△ 5 1 8 万 6, 0 0 0 円、2, 8 1 0 万 4, 0 0 0 円。

5 款基金積立金、1, 0 0 0 円、1, 7 5 0 万円、1, 7 5 0 万 1, 0 0 0 円。

6 款公債費、5 万円、△ 5 万円、0 円。

7 款諸支出金、1, 6 3 2 万円、△ 1 2 3 万 1, 0 0 0 円、1, 5 0 8 万 9, 0 0 0 円。

8 款予備費、4 0 万 9, 0 0 0 円、△ 4 0 万 9, 0 0 0 円、0 円。

歳出合計は歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和 3 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 5 号専決）保険事業勘定、資料 N o. 9 をお願いいたします。

1 ページから 4 ページまでは総括でございますので、重複しますので省略させていただきます。5 ページ、6 ページをよろしくお願いいたします。

歳入でございます。主なもののみの説明とさせていただきます。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、補正額△ 2 6 3 万 7, 0 0 0 円。主なものといたしまして、1 節現年度分特別徴収保険料といたしまして△ 3 1 4 万円でございます。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金、補正額△ 4 5 2 万 1, 0 0 0 円。主なものといたしましては、1 節介護給付費繰入金全額でございます。

同款、同項、4 目その他一般会計費繰入金、補正額△ 2 5 7 万 5, 0 0 0 円、1 節事務費等繰入金全額でございます。

おめくりいただきまして、7 ページ、8 ページをお願いいたします。

歳出でございます。こちらも同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費、3 項介護認定審査会費、1 目認定調査等費、補正額△148万3,000円。主なものといたしまして、1 節報酬で会計年度任用職員の人件費△95万7,000円、また1 1 節役務費といたしまして△37万7,000円、これにつきましては手数料となっております。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費、補正額△317万6,000円、1 8 節負担金補助及び交付金でございます。

同款、同項、5 目施設介護サービス給付費、補正額△647万8,000円、1 8 節負担金補助及び交付金でございます。

おめくりいただきまして、9 ページ、1 0 ページをよろしくお願いいたします。

同款、4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費、補正額△152万5,000円、1 8 節負担金補助及び交付金でございます。

同款、5 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費、補正額△268万9,000円、1 8 節負担金補助及び交付金でございます。

おめくりいただきまして、1 1 ページ、1 2 ページをお願いいたします。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費、1 目介護予防生活支援サービス事業費、補正額△239万円、1 8 節負担金補助及び交付金といたしまして、△239万円全額でございます。

同款、2 項一般介護予防事業費、1 目一般介護予防事業費、補正額△159万5,000円。主なものといたしまして、1 2 節委託料△157万5,000円でございます。

おめくりいただきまして、1 3 ページ、1 4 ページをお願いいたします。

5 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金、補正額1,750万円、1 2 節積立金全額でございます。

1 5 ページ、1 6 ページ以降につきましては給与費明細となっておりますので、後

ほどお目通しいただきますようお願いいたします。

それでは、議案書のほうに戻っていただきまして、サービス事業勘定でございます。

まず、第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。こちらにつきましても同様の説明とさせていただきます。

1 款 サービス収入、342万円、△12万5,000円、329万5,000円。

2 款 繰入金、385万円、△38万4,000円、346万6,000円。

3 款 繰越金、0円、20万9,000円、20万9,000円。

歳入合計、727万円、△30万円、697万円。

おめくりいただきまして、歳出でございます。こちらも同様の説明とさせていただきます。

1 款 総務費、573万円、△3万1,000円、569万9,000円。

2 款 事業費、128万8,000円、△1万7,000円、127万1,000円。

3 款 予備費、25万2,000円、△25万2,000円、0円。

歳出合計は歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和3年度和東町介護保険特別会計補正予算（第5号専決）のサービス事業勘定、資料No.9をよろしく願いいたします。

こちらにつきましても1ページから4ページまでは総括でございますので、省略させていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

歳入でございます。主なもののみの説明とさせていただきます。

2 款 繰入金、1 項 一般会計繰入金、1 目 一般会計繰入金、補正額△38万4,000円。一般会計の繰入金全額でございます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。こちらも主なもののみの説明とさせていただきます。

3 款 予備費、1 項 予備費、1 目 予備費、△25万2,000円、全額でございます。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

それでは、私のほうから、承認第10号 令和3年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決）についてご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願ひ申し上げます。

承認第10号

#### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

令和4年6月15日提出

和束町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

#### 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和4年3月31日

和束町長 堀 忠雄

1. 専決事項 令和3年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決）
2. 専決理由 令和3年度の後期高齢者医療特別会計において、一般会計繰入金の減額等に伴い予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和3年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決）

令和3年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決）は、次に定める

ところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ140万円を減額し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,610万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月31日専決

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入からでございます。

款、補正前の額、補正額、計の順にご説明申し上げます。

1 款保険料、4,718万4,000円、3万5,000円、4,721万9,000円。

2 款使用料及び手数料、1万円、△1万円、0円。

3 款繰入金、2,733万円、△131万1,000円、2,601万9,000円。

4 款繰越金、28万6,000円、5万4,000円、34万円。

5 款諸収入、269万円、△16万8,000円、252万2,000円。

歳入合計、7,750万円、△140万円、7,610万円でございます。

1枚おめくりいただきまして、続いて歳出でございます。こちらにつきましても、款、補正前の額、補正額、計の順にご説明申し上げます。

1 款総務費、58万6,000円、△1万5,000円、57万1,000円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、7,113万9,000円、△12万7,000円、7,101万2,000円。

3 款保健事業費、525万6,000円、△106万7,000円、418万9,0

00円。

4款諸支出金、20万1,000円、△19万1,000円、1万円。

歳出合計につきましては歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和3年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決）、資料No.10によりご説明を続けさせていただきます。

なお、1ページから4ページの総括は議案書と重複しますので、省略させていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

なお、補正の内容につきましては主なもののみの説明とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額が△131万1,000円でございます。主なものといたしまして、1節事務費繰入金、△103万3,000円、2節保険基盤安定繰入金が△27万8,000円でございます。

1枚おめくりいただき、7ページ、8ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。こちらも主なもののみの説明とさせていただきます。

3款保健事業費、1項健康保持増進事業費、1目健康診査費、補正額が△106万7,000円。主なものといたしまして、12節委託料の健康診査委託料△99万6,000円でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

すみません、一番に質問させていただきます。

一般会計補正予算の5ページ、6ページ、森林環境譲与税215万7,000円が補正されて合計が783万8,000円となっているんですが、これは使わないんですか。何か計画はないんですか、答弁願いたいんですが。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

村山議員のご質問にお答えさせていただきます。

森林環境譲与税につきましては、国のほうから交付をされるということで、本来、所得税のほうで課税されるべきものなんですけども、先行して国のほうから交付金としていただいております。これを基金に積立てをさせていただきますして、具体事例でいいますと、村山議員ご承知のとおり、撰原から白栖口のところで台風等で倒木がありまして、それを復旧させていただきました。そういう費用に使わせていただいている事業でございます。一旦基金に積み立てて計画的に使うというものでございます。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

それじゃ今は計画がないんですか。

私いつも思っているんです。前もほかの議員さんも質問されたと思うんですけど、高橋から撰原までの間、川が非常に見苦しい。やはり和東町の入り口をきれいにすべきじゃないかと思うんです。中へ降りたことないんですけどね、川の中に木が生えるような気がするんですけど、景観を売り物にしている和東町ですので、あそこをもっとすばらしい景観に、入り口が汚かって、中へ入って何ぼきれいでも入り口からマイナスイメージを持たれるので、そのような方法を考えていただきたい。今、別に答

えは要りませんけども、一応、私の要望として言うておきます。

言葉の説明ですけど、28ページ、扶助費として減額補正されているんですけど、遺族見舞金、傷害見舞金と書かれているんですけど、この説明をお願いしたいです。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

総務管理費のほうで組まさせていただいております遺族見舞金、傷害見舞金につきましては、交通事故等でそういう方が該当されましたら和東町のほうから見舞金を出すということでさせていただいている部分でございます。

令和3年につきましては利用がなかったということで全額減額をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

これは職員じゃなしに住民の方、こういうシステムがあるんですか。交通事故なんであってないので分からないんですけど、住民の方がよくご存じかなと思ひまして、だから、遺族・傷害見舞金が全部職員関連の人かなと思ひてましたけど、住民の方ということですか。これは皆さん知らないん違うかなと思ひますしね、また、周知のほうができましたらお願いしたいと思ひます。

そして、32ページ、真ん中のほうに減債基金積立金2億4,000万円というかなりの額が積立てされているんですけど、現在の基金総額とそしてどのくらいまで積立て目標を立てておられるのか、あったらお教え願ひたいです。

○議長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（岡田博之君）

村山議員のご質問にお答えさせていただきます。

減債基金につきましては、これまで和東町の決め事という形でさせてもらっているのが過疎地域に指定されまして、過疎のうち7割につきましては国のほうから交付いただけるんですけども、残り3割につきましては一般財源の負担となるところでございます。

この3割分につきましては、人口減少の上で和東町が交付税に頼らざるを得ない団体でございます。将来を見据えて一定積立てをしながら、その過疎債の一般財源部分の返済金に充てるということで積立てをさせていただいているところでございます。

令和3年度末の基金の残高につきましては7億516万6,000円ということで、一定目標といたしますか、やはり今後、総合保健福祉施設等の建設が控えております。ここを考えてみますと約10億円の過疎債を借りれば3億円が一般財源の負担になると。そういうものに充てたいということで計画的に積立てをしながら、過疎債の償還に毎年4,000万円から5,000万円充てさせてもらっている部分でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

ありがとうございます。よく分かりました。

それでまたこれも積立金ですけど、40ページですけども、真ん中のほうに地域福祉基金積立金1億6,000万円が積立てされております。地域福祉積立金というのは今度建てる総合福祉施設とは関係ないんですか。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

村山議員のご質問にお答えさせていただきます。

村山議員からご質問がありましたように、総合保健福祉施設の一般財源部分、起債が当たらない、また備品等の購入で和束町の負担になる部分がございます。その部分に充てるということで、地域福祉基金を計画的に積立てをさせていただきました。

一定目標額としましては、今年度からいよいよ本格スタートしますので、それまでには5億円積み立てたいということで計画をしておりました。令和3年度末で約5億200万円ということで、一定の目標額につきましては達成させていただきました。今年度以降、総合保健福祉施設の建設に係る費用として繰り出しさせていただく予定でございます。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

頑張ってください。

それとですね、町長、ワールドマスターズゲームズが今年になってから2026年に開催というようなことが新聞には載っておりました。しかし、決定には至ってないと。2022年の可能性もある。当初は2020年の予定が6年も7年も延びてモチベーションが保てるんかと。その辺を今後どうされるんかお聞きしたいなと思ひまして、よろしくをお願いします。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

お答えいたします。

委員会のほうは日本国内のほうでは2026年にやってというけど、2027年に

やりたいというふう聞いておりますので、さらに1年延びるだろうと。

今、言われますように、それまで各開催地はどうモチベーションを維持してやるかというのは非常に大きな課題となっているわけなんです。和東町としても委員会がありますので、この7月にその委員会で議論してもらいながら、そういった意見に基づいて処理していきたいなど、このように思っております。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

町長、2027年というたらまだ町長ですか。また継続されたらね、新しい町長になったらどのようになるか分かりません。だから、非常に不安定な感じがするんですけど、それはとにかく一回乗った船ですので、最後までやらんといかんというのは分かりますけど、モチベーションを保つ方策をまた考えていただきたいと思います。

最後ですけど、2025年に大阪万博があります。そして、一昨年でしたかね、その中で和東茶が地域ブランドに選ばれてます。宇治茶やなくて和東茶ということで選ばれております。今の動きは要するに茶の流れがどうなってるとか、そういうことが分かるんでしょうかね、教えていただきたいんですが。

○議長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（原田敏明君）

はい、お答えさせていただきます。

2025年の万博に向けまして和東茶というのが近畿産業局より認定いただいたということで、それに向けまして和東茶ブランド化事業というところで事業を実施させていただいているところがございますが、このたび近畿通産局のほうよりIG商品に向けた開発というところで、茶生産者の皆さんに集まっていただきまして、和東茶というのをブランド化していけるような事業を実施させていただいているというところ

でございます。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

それでは、今回、令和3年度におきましては最終的な補正というふうに思いますけれども、決算につきましては9月にまとまってやりたいと思いますが、若干お聞きしたいと思います。

まず、一般会計の60ページの災害対策費の中で新型コロナウイルス検査費用助成金の360万円が減額となっております。これは1年前のたしか6月議会のときにコロナ対策として検査をしていくということで独自に計上いただいたんですけども、結局、360万円というのは何も使ってないというふうに思うんですね。6月議会といいますと、去年の今頃というのは第5波が夏にあったわけですけども、そこに向けて大変重要な時期であったと思うんですけども、しかしながら、結局は執行されなかった。その辺はどういう事情でしょうか。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

確かに昨年の6月補正で提案させていただきまして承認をいただいた後、実際12月の初日から要綱のほうを適用させていただきました。この間、住民の方から私のところには3人の方から問合せがございまして、実際この3分の2の補助を受けなくてもそれぞれかかりつけ医のほうで受診をできたということで、この助成金は不要となったところでございます。

また、1月以降、特に和東町ではたくさんの方が感染がございました。実際、1月、2月、3月で71名の方が陽性と判断されましたが、全て一定の症状が出てきている

ということで、病院のほうで無償という形で検査をされ、確定されたということでございますので、コロナの助成金につきましては使わなかったということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる6月議会で予算を計上したのに、実際に運用のための制度というんですかね、そういったものをつくるのが大変遅れましたよね。実際に去年の年末から今までのところでいったら、国もやっと動いて無料検査を例えば薬局等を通じてできるであるとか、そういったことが出てきました。ただ、そこまでに至るまでも半年かかったわけですよ。それまでに、要はこの予算を動かすだけの要綱さえなかなかつくっていただけなかったというのは、やはりあまりにもずさんといいますか、何のためにこの6月議会で360万円の予算を計上したのかと。ちょっとうがった言い方をすれば、国自身は大変検査を渋っておりましたからね、そういう意味ではそれに合わせたのかというふうに思わざるを得ないような、大変進捗としては遅い。実際に国とかの制度が整っていく中でやっと運用を始めたけど、あの条件でいえばかなり絞られてしまうと思うんですよ。ですから、やはりもう少しまたこの辺を決算のときでもお聞きしたいと思いますけども、ちょっと不可解な事業となったんじゃないかというふうに思います。

次に、56ページですね。

道路維持費の関係でお聞きしたいんですけども、この間、いわゆる別所から東から和東大橋を渡っていくという旧府道といいますか、通学路になってますけども、別所とか東の子供たちが歩く道ですけど、そこに白線を引いていただきましたね。あれはどのような目的で引いていただけましたか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今回町道維持の関係で交通安全も含めて白線を引かせてもらった分につきましては、歩行の安全のため、車両の通行と道路の側線の視認のために設置をしたものです。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

今の白線というのは歩行の安全のためと言われましたよね。けども、要は、ただ単に消えかかっていた白い線を引き直しただけですよ。

私、前から言ってますけども、あそこの安全を確保していくという点では、あの白線内というのは場所によっては大変狭いと。例えば、副町長のお住まいのところがありませんね。あそこに交差点がありますけども、副町長のご自宅の壁がありますけども、そこにも線を引いていただきましたけど、幅はこれぐらいしかありませんよ。そこをただ引き直すだけでは安全対策にならないから、ほかの自治体でもやってるように、一定そういう歩行者が通る意味での安全を確保するスペースを確保する中でペイントしてほしいというふうにこの間ずっと要望していたと思うんです。それがなぜ今回も前と同じ轍を踏むというか、同じことを繰り返して、ただ単に白い線が消えかかったところを引き直しただけというのでは、結局その線の内側を通ろうと思ったら子供たちだってこんなんして通らなあかんわけですよ。子供たちは線の内側をへばりつくように歩けって言うことですかってなるわけですよ。そうじゃなくて、歩行者が歩くときは一定の安全地帯というのは確保するようなことを色でちゃんと確保して、安全対策をしてほしいというのがこの間ずっと言っていたことだと思うんです、ほかの例も紹介しながら。なのに今回も同じことをされてるといのは一体なぜなんですか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

今のご質問ですけれども、確かに建設事業課としましても、どういう具合に引くかというのは議論がありました。といいますのは、改良された道であれば、ある一定のことができるということが分かるんですけれども、幅員があまりにも様々な形になっておりましたので、そういう形で線を引くと線がクネクネと曲がってしまうということがありましたので、取りあえず一定の車幅プラスアルファの線を両方に引こうということでああいう形になったものです。

多分、前回のときも同じような検討はしていたと思うんですけれども、道路幅員が一定ではないということもありまして、路側帯の線を曲げて引くということはなかなかできないことになりますので、検討した形であの形で引かせていただきました。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

ほかのところでもそういうような一定あの程度の車幅のところでもそういった安全確保をしているところもありますよ。何年もかかって同じことをするようでは結局あれでは全然安全確保がされないじゃないですか。せっかくお金をかけて引かれるのであれば、もう少し考えてやっていただかないとお金ももったいないですよ。もちろん白い線が消えかかっていたから引き直しもらうのはいいと思いますけれども、ただ、安全対策という点では何の意味もないというふうに言わざるを得ないと思うので、繰り返して申し訳ないんですけれども、もう一回ちゃんと検討いただきたいと思うので、そこはぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、次に、40ページの高齢者介護予防等支援事業委託料10万9,000円減額というところなんですけれども、多分この事業において紙おむつの補助であるとか配食の関係だったんじゃないかと思うんですけれども、その辺をお聞きしたいんですけれども、

まず紙おむつ代の補助について、やはり繰り返し、ずっと以前に非課税世帯というふうに対象を限定してこの間、運営されてきました。しかし、介護費用の高騰であるとか、介護保険料の高騰であるとか、いろんな負担が増大する中で、やはり対象をもう少し広げてほしいということで要望もしてきました。その辺が実際どうなのかということと、それから、新生児において民生委員さんの関わりということで、民生委員さん自身の関与というのは必要な場合もあるんですけども、ただ、やはりいろんなプライバシーの問題であるとか、利用されたい方の本人の意向であるとか、そういったこともありまして、必ずしもそれを要しないということで運用を改善いただきたいということをお願いしていたわけですけども、そのあたりは今どのように対応されているかお聞きしたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、この予算につきましては、岡本議員おっしゃるとおり、外出支援、軽度生活や紙おむつ等の予算のものでございます。減額に至ったものにつきましては、まず、病院等の外出支援のほうの出控えというのが若干ある等々でございます。確かにおっしゃられるとおり、配食サービスにつきましても材料費等、予算を社会福祉協議会のほうで組んでいただいておりますので、当然その分も減額にもなっているものでございます。

紙おむつの関係でございますが、うちのほうでもそちらのほうは従前からご要望をいただいているので検討しておるところでございますが、今のところ検討の中では非課税世帯中心の形を今年度も取らせていただいているところでございます。

ただ、おっしゃられるとおり、個人のプライバシー等ございますので、やはり民生委員さんだけに地元での使用の関係の証明をしていただくというのはいかなるものか

というようにうちのほうでも検討いたしまして、今現在につきましては、地域包括支援センターの職員がご家族様のほうで聞き取りをさせていただいて、利活用が必要であればさせていただく。基本チェックリスト等でチェックさせていただいてご利用いただくという形のほうに変えておりますので、当然、民生委員さんの証明もございますが、それは必ずしも必要ではないので、どれでも好きなものを使っていただけると。利用していただくのに、証明していただくのにどれでも使っていただけるということで、今年度に入りましてはほぼ地域包括支援センターのほうでの活用の証明ということにさせていただいているところでございます。

○議長（岡田泰正君）

議長から通知いたします。

本日の会議は、議事進行上、会議時間を延長させていただきます。ご承知おきいただけますよう。

続きますして、質疑を行います。

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

新生児の関係につきましては改善いただいたということで、それは大変よかったというふうに思うんですけども、対象につきましては、今のいろんな意味での費用の高騰等がある中で非課税世帯の方はもちろんですけども、それ以外の方でも大変必要なものであります。以前はもう少し対象のほうは広がったというふうに思いますので、あのときに比べても生活状況というのは大変悪くなっておりますので、ぜひ鋭意検討のほうをお願いしたいというふうに思います。

それと、配食のことなんですけども、配食の今の状況というのは社協のほうにも確認させていただいた中で言いますと、従前どおり秋の時期から春の時期というところで月2回、独居老人の方などを中心に配食いただいているというふうに聞いております。

それで、今、コロナもありまして、調理につきましては業者の仕出しといたしますか、弁当のほうで作っていただいて、配達のほうだけお願いしているというふうに聞いております。そこでちょっと気になったことがあります、これまで調理に当たりましては社協のボランティアでも活躍いただいていた食生活改善のグループの方が今もおられるわけですが、この間、コロナもありまして、休会といたしますか、活動ができていないという状況があるというふうに伺いました。それもあの中で、メンバーの高齢化であるとか、また、そこから抜けられたりということもある中で、このままいきますと食会さんの活動自身がなくなってしまうかもしれないと、そういう方がいなくなってしまうかもしれないというようなお話を伺っているところです。

配食だけじゃなくて、今後、総合保健福祉センターなどを整備されていくという中では、栄養士など専門職の方と連携して住民の方の食生活を改善していく、指導していく意味での役割が大変大きいというふうに思うんですね。その意味で、やはりこういう方の今後の人材育成ということも、単にグループの自己責任といたしますか、社協のほうのお任せというんじゃないかと、今後、町の保健福祉の取組の一つとして、そういう専門的な知識を持った方々を今後どう養成していくのか、確保していくのかということが大変大事じゃないかというふうに思いまして、その辺、町として今の現状と今後の方向についてどのようにお考えか、これについて答弁いただきたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今、話がありますように、食会のグループというのは非常に大きな役割をさせていただいている。私も総会をされるときに出席させていただいておったんですが、ここ2、3年、コロナで活動ができてなかったのも、非常に心配はしております。

今、岡本議員が言われますように、こうした若返りの中で、これからさらにこうい

ったことを広めていくという観点から考えますと重要なことだと思っております。当然、担当課ともこの辺のところは十分協議しながら進めていくという考えでいきたいと思えます。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

最近になって現状についてお話し伺ったわけですが、ずっと今までも配食だけじゃなくて保育園との連携の中で、おやつ作りであるとか、また、いろんな場面で役割を果たしてきてこられたと思うんですね。そういった方が人手不足になっていくということで大変残念ですし、今後、より本当は必要になってくるというように思いますので、ぜひ、計画的にといいですか、町としても自覚を持ってやっていただきたいというふうに強く要望しておきたいというふうに思います。

それで、38ページですが、選挙費の関係でポスターの掲示板等の関係なんですけども、参議院選挙があと1週間で公示になりますので、看板のほうとかを立てていただくと思うんですけども、特にこの4月の知事選挙のときに、実際、私もポスターを貼ってましたから思ったんですけども、和東の場合は2段ありますけど、私の身長でもポスターが上のところは届かないというか、物すごく背伸びしたりしないと届かない、貼れないというような箇所が幾つかありました。これは違う意味での配慮があってそういうふうになっているんだらうなというふうに思いましたけども、私の身長でもそんなんですから、もうちょっと身長が低い方とかはとても届かないと。台でも置かないといけないみたいなのところもありますし、また、ほかに個人の方の家の壁にお願いするところも何件かあると思うんですけども、それもかなり頑張らないと貼りにくいような箇所も散見するんですね。もちろん掲示板というのは有権者の方に候補者の情報を分かりやすく伝えるという意味で見えやすいところに設置いただくのはもちろんなんですけども、ただ、そこに貼っていく方の立場に立つと大変危険なところ

もありますし、貼りにくいところが結構あると思います。今回どうなっているか分かりませんが、その辺については担当としてどのようにお考えで、また改善することがあるのかどうか、その辺いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

選挙のポスター掲示板の関係につきましては、参議院議員の選挙におきましては今週末から来週の初めにかけて立てる計画をさせていただいております。そのあたり、今日初めて聞かせていただきましたので、業者と調整をさせていただきまして、適切な高さに調整するように指示をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に48ページですね、小児インフルエンザ予防接種助成金の関係なんですけども、この前に決算見込みの主要事業報告書の中では申請者が97人ということで、令和3年度につきましては事業をいただいたというふうに報告を受けておりますけども、今年、今、コロナがどうなるか分かりませんが、インフルエンザにつきましては、この間、流行してないという面はあるんですけども、海外のほうでは今ちょうど南半球のほうのオーストラリアあたりではインフルエンザが流行しているというような報道もありました。この間、要は、インフルエンザにかかってないというかね、流行しない中で免疫がないという方が増えていることが原因じゃないかとも言われてましたけども、いずれにしても、今年につきましても予防接種が大変必要だというふうに思

いますし、重要だと思います。

ちょっと時期は後なんですけども、こういった取組をこの間、特別対策で無償でやっていたているんですけども、今年の方角性ということと、それから今後、子供につきましては無償ということ恒常化していただいて、子育て支援の一環ということもありますし、検討いただけたらどうかというふうに思うんですけども、その辺、最後、答弁いただきたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今、岡本議員からありましたように、確かに諸外国での流行、また近年、日本では新型コロナの関係で手洗い、マスク、消毒等で流行がここ2年ほどほとんどなかったということがございます。ただ、やはり有識者の間では昨年も流行するのではないかというような懸念もありました。今年度についても当然そのような懸念もございますので、これについてはまた周りの状況、日本の状況、世界の状況を見ながら検討していくべきことではあると思っていますところでございます。

ただ、制度化等々につきましては、私のほうからは申し控えさせていただきますけども、今年度につきましても、やはり新型コロナとの同時流行というのもございますし、おっしゃられるとおり、インフルエンザにつきましては免疫が相当低下しているというところもございますので、これにつきましてはできるだけ積極的な勧奨も含めた中でやっていきたいなとは考えているところでございます。

○議長（岡田泰正君）

ほかに質疑はございませんか。

それでは質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「令和3年度和東町一般会計補正予算（第9号専決）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「令和3年度和東町一般会計補正予算（第9号専決）」は、原案のとおり承認されました。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「令和3年度和東町湯船財産区特別会計補正予算（第1号専決）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「令和3年度和東町湯船財産区特別会計補正予算（第1号専決）」は、原案のとおり承認されました。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「令和3年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第3号専決）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「令和3年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第3号専決）」は、原案のとおり承認されました。

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて「令和3年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号専決）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて「令和3年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号専決）」は、原案のとおり承認されました。

承認第8号 専決処分の承認を求めることについて「令和3年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第4号専決）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて「令和3年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第4号専決）」は、原案のとおり承認されました。

承認第9号 専決処分の承認を求めることについて「令和3年度和東町介護保険特別会計補正予算（第5号専決）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて「令和3年度和東町介護保険特別会計補正予算（第5号専決）」は、原案のとおり承認されました。

承認第10号 専決処分の承認を求めることについて「令和3年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第10号 専決処分の承認を求めることについて「令和3年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決）」は、原案のとおり承認されました。

日程第7、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

諮問第1号の提案理由を申し上げます。

本町においては、人権擁護委員3名のうち飯田妙子さんが令和4年3月31日付で辞任されたため、今回新たに中井 薫さんを推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、意見を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

人権啓発課長。

○人権啓発課長（中尾政弘君）

それでは、私のほうから、諮問第1号につきましてご説明申し上げます。

議案書をお願いします。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって議会の意見を求める。

記

住所 和東町大字原山

氏名 中井 薫

年齢 63歳

令和4年6月15日提出

和東町長 堀 忠雄

次のページをお願いいたします。

中井さんの略歴書をつけておりますので、ご覧ください。

それでは、中井さんについてご説明させていただきます。

中井さんは現在、法務大臣から委嘱を受け、保護司として更生保護活動に携わっておられ、過去には主任児童委員や教育委員を務められました。温厚な人柄で正義感が強く、地域住民の信望も厚く、今後もその経験を生かした活動が期待できる適任者であることから、今回、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、新たに推薦いたしたく諮問させていただいた次第でございます。

どうかご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

ただいま説明がありましたように、本件についてはご理解いただけたものと思えます。

この際、質疑・討論を省略し、諮問されたとおり異議のない旨を答申したいと思います。

これにご異議ございませんか。

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、諮問されましたとおり異議のない旨、答申することに決定いたしました。

日程第8、同意第2号 消防委員会委員の委嘱についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

同意第2号の提案理由を申し上げます。

和東町消防委員9名の任期満了に伴い、新たに和東町消防委員の委嘱をいたしたく、和東町消防委員会条例第4条の規定によりまして、議会の同意を求めたく提案させていただいた次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから議案の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

同意第2号

消防委員会委員の委嘱について

別紙の者を和東町消防委員会委員に委嘱したいから、和東町消防委員会条例第4条の規定により議会の同意を求める。

令和4年6月15日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

別紙になっております。

まず、第1号といたしまして、消防関係者でございます。

住所、氏名、年齢の順に説明申し上げます。

和東町大字別所、岡田周一、59歳

和東町大字下島、谷本昌隆、62歳

和東町大字園、竹内秀年、53歳

続きまして、条例第2号の知識経験者でございます。こちらにつきましても、住所、氏名、年齢の順に説明申し上げます。

和東町大字中、北 昇、73歳

和東町大字湯船、桧谷正樹、65歳

和東町大字白栖、西島 剛、73歳

和東町大字原山、谷村正己、59歳

和東町大字釜塚、村田良光、52歳

和東町大字湯船、久保寿己、55歳

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

お諮りいたします。

本案は人事案件につき、質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

これより、採決いたします。

同意第2号 消防委員会委員の委嘱について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第2号 消防委員会委員の委嘱については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、次回の本会議は、来る6月22日午前9時30分より本議場で再開いたしますので、ご参集くださるよう通知いたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

午後5時10分 散会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

令和 4 年 8 月 25 日

和東町議会議長 岡 田 泰 正

署名者

和東町議会議員 井 上 武津男

〃

和東町議会議員 岡 本 正 意